

鹿児島県知的財産推進戦略

【2022年改訂版】



鹿児島県シンボルマーク

※中国で商標登録(2011年3月28日)

2022年3月

鹿児島県

目 次

序章 知的財産について知ろう！

	ページ
1 「知財で『稼ぐ』！」	1
2 知的財産権（産業財産権）ってどんなもの？	3
3 県内企業の取組事例	5

第1章 知的財産を取り巻く背景等

1 国の動き	6
2 国の施策等	6
3 国内外の特許出願状況	6
4 これまでの「鹿児島県知的財産推進戦略」策定・改訂の背景	8
5 これまでの取組状況とその成果・課題	8
6 新たな知的財産推進戦略策定の趣旨と目的	9

第2章 県内の知的財産の現状・課題

1 本県産業全体の現状・課題	10
(1) 現状	10
(2) 課題	12
2 本県産業分野等別の現状・課題	13
(1) 工業分野	13
(2) 農業分野	15
(3) 林業分野	17
(4) 水産業分野	19
(5) 観光産業分野	20
(6) 大学等	21

第3章 県知的財産推進戦略の基本方針

1 基本目標	26
2 基本方策	26
3 数値目標	27

第4章 基本方策の取組方針

1 知的財産を大切にす意識の醸成	
(1) 知的財産に関する普及啓発の推進	28
① 県民に対する普及啓発の推進	28

② 中小企業等に対する普及啓発の推進	28
(2) 人材の育成	28
① 中小企業等における人材の育成支援	28
② 大学等における知的財産教育の促進	29
③ 子どもが創意・工夫に親しむ環境づくりの推進	29
2 知的財産の創造, 保護, 活用のサイクルの確立による産業競争力の強化	
(1) 知的財産の創造	29
① 中小企業等における研究開発の促進	29
② 知財総合支援窓口でのワンストップサービスの提供	30
③ 産学官連携による共同研究等の推進	31
④ 職務発明制度の整備・充実	32
(2) 知的財産の保護	32
① 知的財産の権利化の支援	32
② 知財総合支援窓口による出願手続支援等	32
③ 知的財産の侵害対策の推進	33
④ 海外における知的財産の保護に関する情報提供等	34
⑤ 紛争対策	34
(3) 知的財産の活用	35
① 中小企業等における知的財産活用の促進	35
② 地域ブランド化の推進	36

第5章 県知的財産推進戦略の推進体制

1 「鹿児島県知財戦略推進ネットワーク会議」の設置	39
2 「鹿児島県知財戦略推進会議」の設置	39

参考資料

令和3年度鹿児島県知的財産アンケート結果	40
鹿児島県が保有している知的財産権一覧	46
主な知的財産権の出願・登録等の経費	50
国の主な中小企業等知的財産支援策	51
知的財産に係る支援・相談窓口一覧	59
知的財産基本法	62

序章 知的財産について知ろう！

1 「知財で『稼ぐ』！」





提供：（公社）鹿児島県工業倶楽部

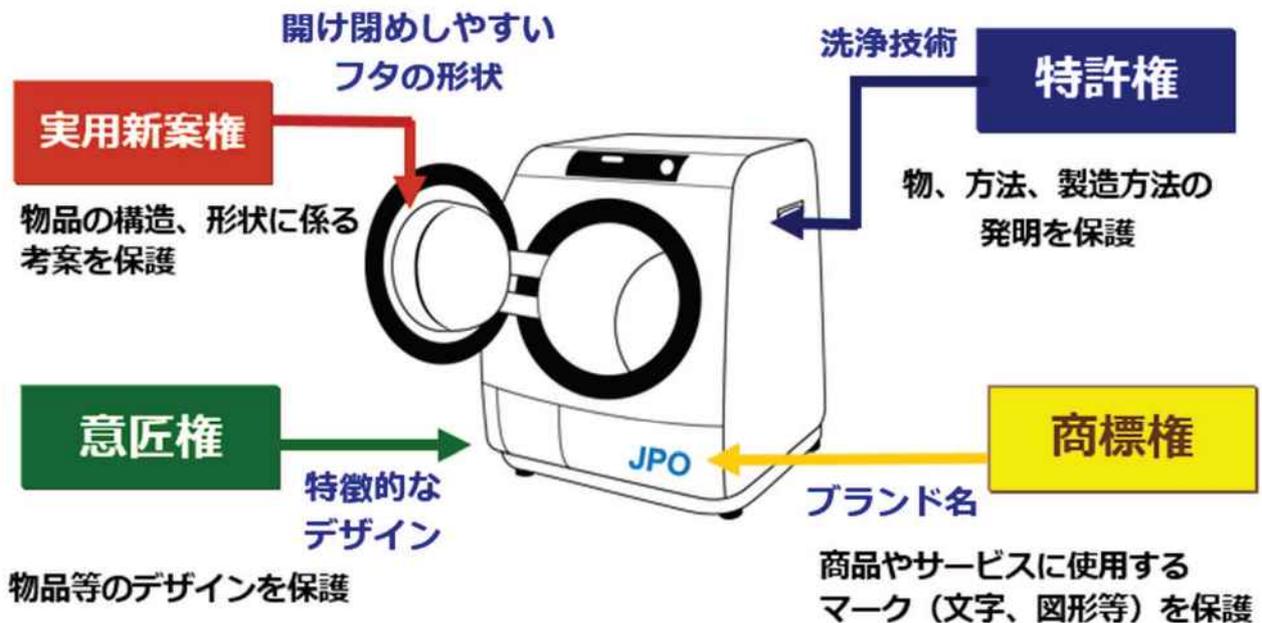
2 知的財産権（産業財産権）ってどんなもの？

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つを「産業財産権」といい、特許庁が所管しています。

産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持することによって、産業の発達を図ることを目的にしています。

これらの権利は、特許庁に出願し、登録することによって、一定期間、独占的に実施（使用）することができます。

産業財産権の例

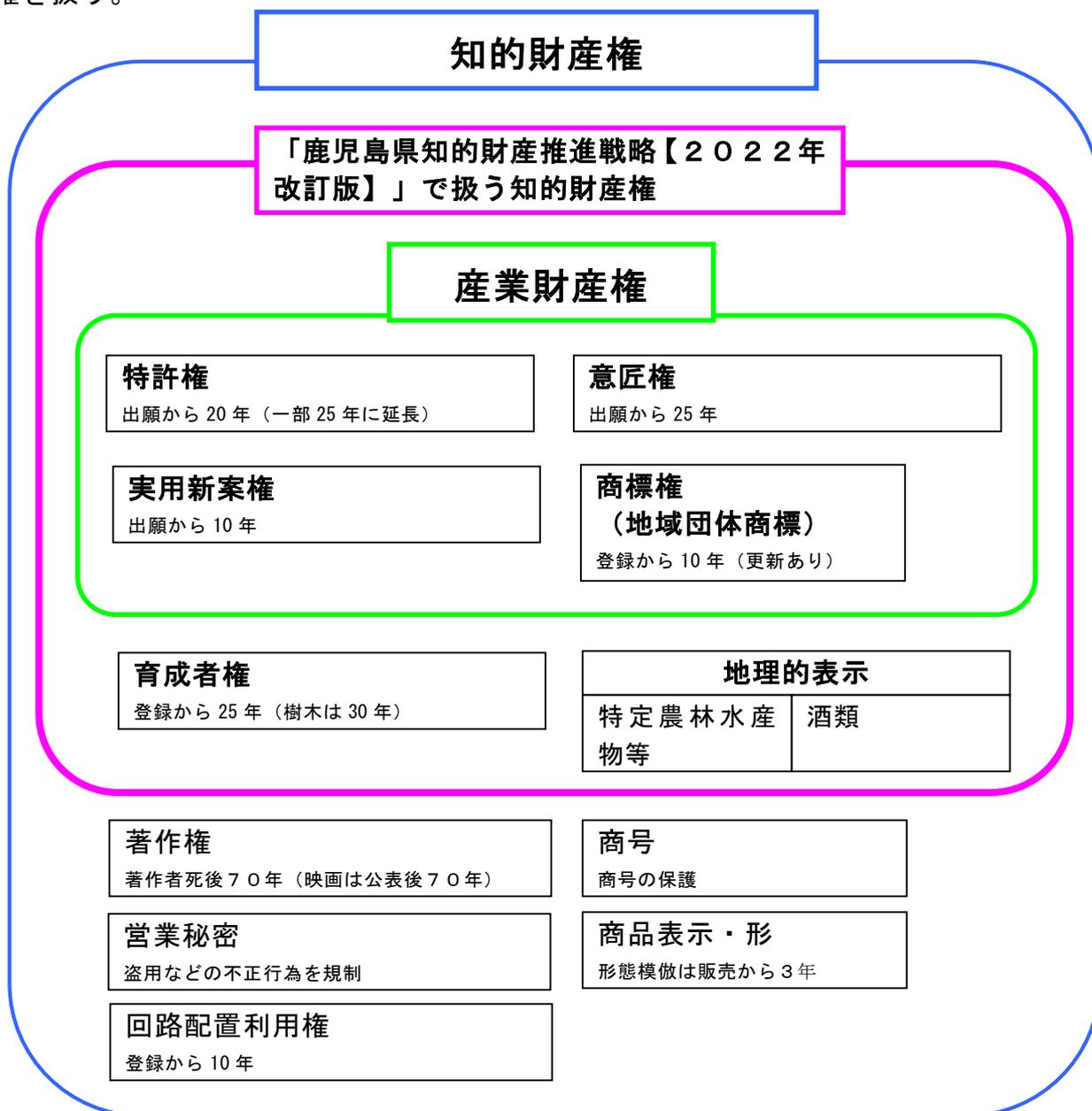


出典：2021 年度知的財産権制度入門テキスト（特許庁）

(https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2021_nyumon/1_1.pdf)

＜「鹿児島県知的財産推進戦略【2022年改訂版】」で扱う知的財産権の範囲＞

本県が策定する「鹿児島県知的財産推進戦略【2022年改訂版】」は、次の知的財産権を扱う。



「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作者その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいうが、このような知的財産のうち権利化されたものを「知的財産権」という。さらに知的財産権のうち、特許庁が所管している権利を「産業財産権」という。

県内企業の取組事例①

高い開発力と知財戦略で活躍の場を広げるグローバル企業

■農業、環境、宇宙、エネルギーなどの広範な分野で新製品開発 (株) エルム 南さつま市



<主な製品例> (R3.11月末現在)

- ・光ディスク修復装置 (自動機世界シェア80%以上・世界37か国で稼働中)
関連特許 8、実用新案 1
- ・コンテナ型植物工場「エコナーセリー®」
登録商標、PCT出願 (米、中、韓、EU)、他関連特許 2 件出願中
- ・「アクアファンタジー®」フルカラーLEDを光源とした水中イルミネーション照明
登録商標、国際特許 (米、中、韓、EU)



エコナーセリー®

船舶輸送などに多用される高断熱コンテナを利用し、LED照明や温度、養液などの内部環境を育成時期に合わせて最適に自動制御。育苗トレーの移動もロボットが行うなど最小限の労力で一般温室の同面積費32倍の収穫を実現。

代表から一言



(株) エルム 代表取締役
宮原 隆和 氏

知的財産は、製品や技術ではなくビジネスを守るために使いましょう。企業が発展するため必要不可欠な武器です！

県内企業の取組事例②

食肉処理の課題解決に挑み続けるオンリーワン企業

■食肉処理の自動省力化機械の開発 マトヤ技研工業 (株) 曽於市

- ・自動省力化機械の開発を通じて、食肉処理現場が抱える課題 (高齢化、後継者不足) を解決。
- ・これまでに開発した食肉機械は59機種、27の特許・実用新案を取得しオンリーワン製品を数多く生み出している。(R3.11月末現在)
- ・製品は、国内のみならず中国、韓国、アメリカなど15カ国に輸出。

<主な製品例>



せせり切剥機
「トリ・ドリ・ミドリ」



鶏ボンジリ
自動脱骨機
「鶏・マーくん」



センマイ洗浄機
「ナンマイダ」



肋骨剥離機
「ミスターテンドー」



マトヤ技研 (株)
代表取締役会長 益留 福一 氏
創業時の夢は「オンリーワン商品の開発、知的財産権を取得し、海外に輸出する！」でした。夢がかなった今、満足することなく更なる挑戦を続けます！

第1章 知的財産を取り巻く背景等

1 国の動き

国は、産業の国際競争力を強化し、「知的財産立国」の実現を目指すため、平成14(2002)年に「知的財産基本法」を制定し、平成15(2003)年には、同法に基づき「知的財産戦略本部」(本部長：内閣総理大臣)を設置、同本部が毎年策定する「知的財産推進計画」に基づき、政府一体となって知的財産戦略を推進している。

平成25(2013)年6月には、以後10年程度を見据えた「知的財産政策ビジョン」を策定、さらに、平成30(2018)年6月に、ビッグデータ^{※1}、人工知能^{※2}、IoT^{※3}関連技術に牽引される第4次産業革命、米国のGAF^{※4}や中国のBAT^{※5}などの企業の台頭など、当初の想定を大きく超えた社会の変化を踏まえて、「知的財産戦略ビジョン」を策定し、2025年から2030年頃を見据えた中長期の展望及び施策の方向性を示した。

2 国の施策等

国は、平成28(2016)年に策定した「知的財産推進計画2016」において、「地方、中小企業、農林水産分野等における知的財産戦略の推進」を重要課題として位置づけ、同年、知的財産の取得・活用を促進させることで、地域・中小企業のイノベーション創出を支援し、我が国の成長力向上に寄与するとともに、地方創生にも資することを目的に、令和元(2019)年までを計画期間とする「地域知財活性化行動計画」(第1次行動計画)を策定した。

また、令和2(2020)年に策定した「第2次地域知財活性化行動計画」においては、我が国の全企業数の99.7%以上を占める中小企業が、保有する優れた技術やアイデア、デザインやブランドを知的財産として戦略的に保護・活用し、知財を活用した経営を実現することが、地域の活性化や我が国の産業競争力の発展にとって極めて重要であるとして、特許料等の減免制度や外国出願支援、公開特許情報の分析活用支援など、中小企業支援施策の充実を図っている。

3 国内外の特許出願状況

国内の特許出願件数は、近年30万件を超える水準で推移してきたが、総じて減少傾向であり、令和2(2020)年は29万件を割り込んだ。(図1)

他方、国際出願(PCT国際出願^{※6})の件数は、令和2(2020)年は減少したものの、令和元(2019)年までは増加傾向であり、高い水準を維持している。(図2)

※1 ビッグデータ：ICT(情報通信技術)の進展により、生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ。

※2 人工知能(AI)：Artificial Intelligenceの略。人工知能は、大まかには「知的な機械、特に知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と説明されているものの、その定義は研究者によって異なる。

※3 IoT：Internet of Thingsの略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し新たな付加価値を生み出すもの。

※4 GAF：米国のIT(情報技術)関連企業大手4社(Google, Apple, Facebook, Amazon)の頭文字をとって名付けられた造語。

※5 BAT：中国に本拠を置く、インターネット関連企業の最大手3社(バイドゥ、アリババ、テンセント)の通称。

※6 PCT国際出願：特許協力条約(PCT)に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT加盟国である全ての国に出願したことと同じ効果を与える出願制度となっている。

図1 【特許出願件数の推移】

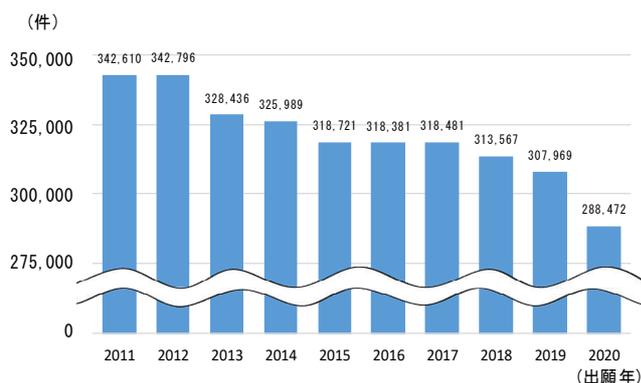
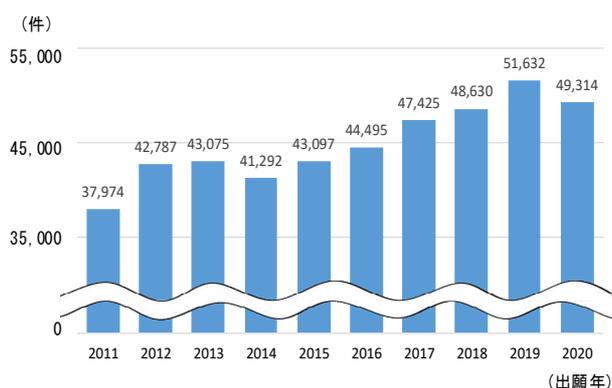


図2 【PCT 国際出願件数の推移】



【中小企業における知的財産活動】

日本国内の企業において、中小企業の占める割合は大きく、イノベーションを促進する上で中小企業の果たす役割は大きい。（図3）

令和2（2020）年の国内の中小企業の特許出願件数は39,789件で、全体の17.5%を占め、件数については、2018年以降増加傾向、比率は2年連続で過去最高となった。（図4）

図3 【企業数・特許出願件数に占める中小企業の割合】

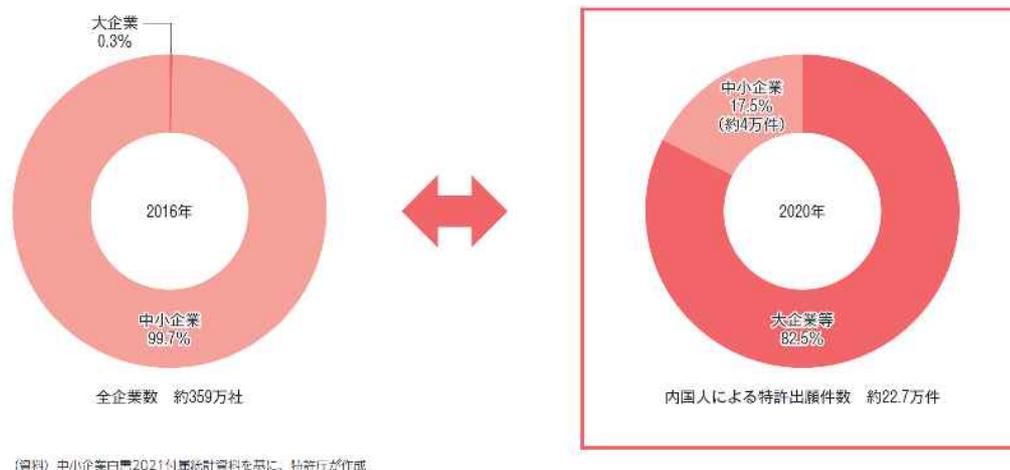


図4 【中小企業の特許出願件数の推移】



図1～4

出典：特許行政年次報告書 2021年版（特許庁）

(<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2021/document/index/honpen0100.pdf>)

4 これまでの「鹿児島県知的財産推進戦略」策定・改訂の背景

国の動きに呼応して、本県においても産業競争力の強化が求められ、地域資源を活用しながら知的財産を創造、保護、活用することによって産業の高度化や新たな事業展開を図るとともに、新産業の創出を目指す知的財産戦略の策定が必要とされ、平成19(2007)年3月に初めて「鹿児島県知的財産推進戦略」を策定した。

その後、5年ごとに改訂を行い、平成24(2012)年3月に「改訂 鹿児島県知的財産推進戦略」を、また、平成29(2017)年3月に第3版となる「鹿児島県知的財産推進戦略(2017年改訂版)」を策定した。

5 これまでの取組状況とその成果・課題

平成29(2017)年3月に策定した「鹿児島県知的財産推進戦略(2017年改訂版)」においては、「知的財産を大切に作る意識の醸成」、「知的財産の創造、保護、活用のサイクルの確立による産業競争力の強化」の2つを基本方策として、各種取組を推進してきた。

主な取組として、県産業立地課に配置している知的財産活用推進員^{*}の企業訪問等による知的財産制度の普及・啓発や各種相談への対応、知財総合支援窓口によるアイデア段階から事業展開までの課題等に対する一貫したワンストップサービス支援、(公財)かごしま産業支援センターにおいて国際出願の費用助成などを実施した。

これらの取組により、知財総合支援窓口における相談・支援件数(表1)は、年々増加傾向にあり、特許や意匠の登録件数(図9、図11)も、近年増加傾向にあることから、知的財産の重要性を認識し、経営に生かす県内企業等が徐々に増えつつあると考えられる。

他方、数値目標(各産業財産権の出願件数)の達成状況を見ると、意匠権については目標を達成しているものの、特許権と商標権については若干、実用新案権と国際出願は大きく目標に届いておらず、また特許権の出願件数の推移を見ると、最近3年間は減少傾向にある。(表2)

なお、国においては「知的財産推進計画2021」の中で、諸外国の研究開発投資や特許出願件数が、リーマンショック前の水準に回復しているのに対し、日本ではいまだ回復できていない状況にあるなどとし、こういった状況に鑑みると、「もはや日本はイノベーション後進国であると言っても過言ではない。日本の産業や経済が生存競争に勝ち残るため、(引き続き)日本の知財創造・活用活動を喚起する必要がある」としている。

本県においても、知的財産の重要性を認識し、経営に生かす県内企業等が徐々に増えつつあるものの、それは未だ一部の企業にとどまっており、引き続き、知的財産を経営に生かすことの重要性や知的財産支援施策の普及、併せて、知的財産の創造・保護・活用を図る企業の支援等に、各産業支援機関が連携し積極的に取り組む必要がある。

表1【知財総合支援窓口における相談件数】

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
1,435	1,680	1,939	2,093	2,097

出典：INPIT 鹿児島県知財総合支援窓口

^{*}知的財産活用推進員：「知的財産推進戦略」の普及や知的財産の活用・保護の業務を推進するために、県庁商工労働水産部産業立地課に平成19年から配置されている。知的財産に関する相談、普及・啓発、情報発信業務等を行う。

表2 【数値目標の達成状況】

産業財産権	戦略期間(H29～R3)の累計出願件数 ※R3実績未公表のためR2までの4年間で算出							
	H29	H30	R元	R2	合計	H29～R2 (年平均) A	目標値 (年平均) B	H29～R2 目標達成率 A/B
特許権	182	189	173	147	691	173	182	94.9
実用新案権	23	16	12	18	69	17	32	53.9
意匠権	24	22	31	31	108	27	24	112.5
商標権	578	538	534	557	2,207	552	560	98.5
国際出願	27	21	38	22	108	27	40	67.5

6 新たな知的財産推進戦略策定の趣旨と目的

上述したように、国が「第2次地域知財活性化行動計画（令和2（2020）年策定）」等において、中小企業が保有する優れた技術やアイデア等を知的財産として戦略的に保護・活用し、それを活用した経営を実現することが、地域の活性化や我が国の産業競争力の発展に極めて重要であると認識し、中小企業支援施策の充実を図っていること、また、本県においては、これまでの戦略に基づき各種支援事業に取り組んでもなお、知的財産を経営に生かしている企業が一部にとどまっている状況にあることなどを踏まえると、引き続き、知的財産の推進に取り組む必要がある。

県では、中長期的観点から鹿児島県の目指す姿や施策展開の基本方向を示す「かごしま未来創造ビジョン（以下「ビジョン」という。）」（令和4（2022）年3月改訂※予定）において、「企業の『稼ぐ力』の向上」に向けた施策の基本方向である「生産性と付加価値の向上による産業競争力の強化」の中で、「国や産業支援機関等と連携して知的財産を経営に活かす取組を啓発することなどにより、知的財産の創造・保護・活用を促進します」としている。

また、このビジョンの個別計画である「かごしま製造業振興方針^{※1}」（令和3（2021）年改訂）においても、「独自の技術・ノウハウを生かした新製品・技術の研究・開発による付加価値の創出・向上」のための施策として、「知財総合支援窓口による知的財産権の取得・活用に関する相談・支援」を掲げている。

これらの計画の個別計画として位置づけられているのが「鹿児島県知的財産推進戦略」であり、本県の産業が引き続き国際的な競争力を維持し、持続的な発展を続けていくためには、中小企業等が持つ優れた技術、アイデア、ノウハウ、デザインや、地域ブランド^{※2}などの革新的・独創的な知的財産を引き続き戦略的・効果的に創造、保護、活用していかなければならない。

また、前回の改訂から5年が経過し、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延やそれに伴う加速的なデジタル化、ニューノーマルという新たな日常への移行など、知的財産を取り巻く環境は大きく変化している。

このような状況を踏まえ、今後5年間の取組の方向性を示す、新たな知的財産推進戦略（「鹿児島県知的財産推進戦略【2022年改訂版】」）を策定する。

※1 かごしま製造業振興方針：現行の方針は、令和3年3月に策定。本県の経済基盤を安定したものとしていくために、産学官の関係団体が一体となって取り組むべき製造業振興の方向性を取りまとめたもの。

※2 地域ブランド：特定の地域での特産品、伝統工芸品、温泉などを、密接な繋がりのある地域名と併せてつくられたブランドのことをいう。本戦略では、「知覧茶」や「本場大島紬」などの「地域名+商品名」からなるブランドと、「かごしま農林水産物認証制度（K-GAP）」や、「かごしまのさかな認証制度」などの本県独自の制度に基づくブランドにより地域ブランドを推進している。

第2章 県内の知的財産の現状・課題

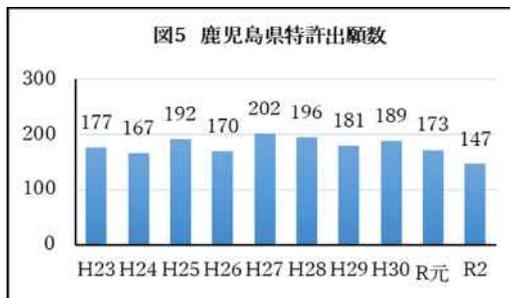
1 本県産業全体の現状・課題

(1) 現状

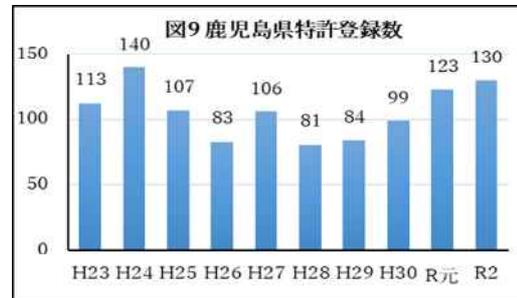
① 特許等の出願・登録件数

「特許」については、出願件数は平成30年以降逡減傾向(図5)にあるが、登録件数は平成28年以降増加傾向にある(図9)。「実用新案」の出願件数については、平成26年以降減少傾向にあったものの、令和2年は増加に転じた(図6)。「意匠」は、出願件数は、直近3年間は増加傾向(図7)にあり、登録件数についても平成28年以降増加(図11)している。「商標」については、出願、登録ともに概ね横ばい(図8、12))となっている。

本県出願数

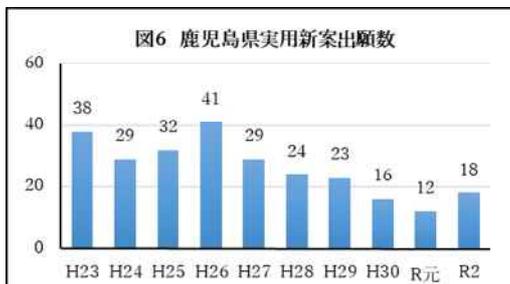


本県登録数

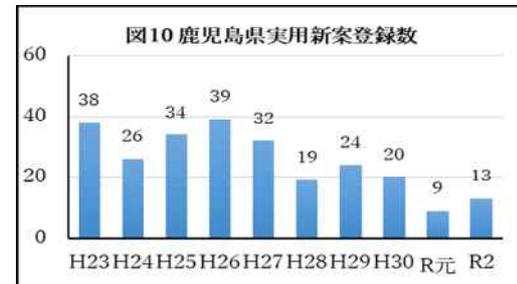


特許

鹿児島県実用新案出願数



鹿児島県実用新案登録数

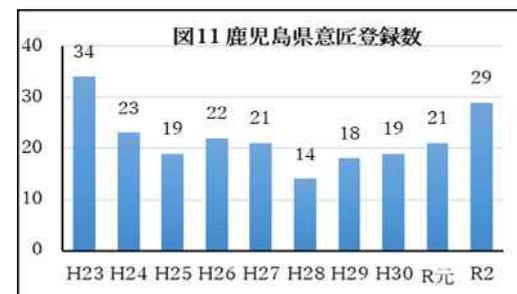


実用新案

鹿児島県意匠出願数



鹿児島県意匠登録数

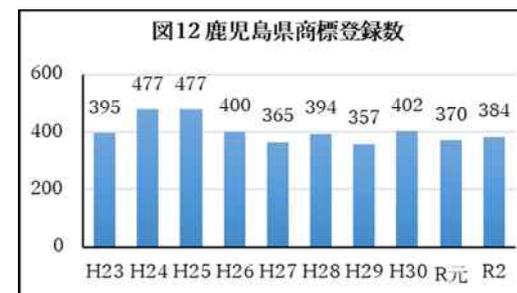


意匠

鹿児島県商標出願数



鹿児島県商標登録数



商標

※登録数は、登録年別の登録件数

出典：特許行政年次報告書 2021年版(特許庁)

***なぜ？ どうして？「特許」の出願件数は減っているのに、登録件数は増加？？**

本県と同じように、全国の特許出願件数も減少傾向が続いているにも関わらず、登録件数は17万件前後で推移しており、特許出願件数に対する特許登録件数の割合（特許登録率）は増加傾向にあります。

「特許行政報告書2021年版」（特許庁）によると、「これらの傾向から出願人による特許出願の厳選が進んでいることや、企業等における知的財産戦略において、量から質への転換が進んでいることが窺える」と記載されています。

② 特許等の登録状況の全国・九州における順位

「特許」，「実用新案」，「意匠」，「商標」，「国際出願」ともに、九州内及び全国における順位は中位から下位に位置しており低い水準にはあるものの、「特許」及び「意匠」の登録件数は近年増加傾向にあり、それに伴い九州内及び全国における順位も少しずつ伸びている。（表3～7）

四法別出願件数の比率を見ると、全国平均（図14）と比べて商標の割合が高いことが本県の特徴として挙げられるが、これは、県内酒造会社等による出願が多いためと考えられる。（図13）

表3 特許登録 全国・九州における順位

県名	H30(2018)		R1(2019)		R2(2020)	
	順位	件数	順位	件数	順位	件数
福岡県	1	12	12	12	12	10
佐賀県	2	32	32	33	33	34
熊本県	3	34	34	36	36	35
鹿児島県	4	38	38	38	38	39
宮崎県	5	39	39	39	39	40
大分県	6	42	42	42	42	43
沖縄県	7	46	46	43	43	45
長崎県	8	47	47	43	43	47

表6 商標登録 全国・九州における順位

県名	H30(2018)		R1(2019)		R2(2020)	
	順位	件数	順位	件数	順位	件数
福岡県	1	7	7	7	7	6
沖縄県	2	19	19	25	25	22
熊本県	3	26	26	28	28	29
鹿児島県	4	32	32	32	32	31
佐賀県	5	35	35	34	34	36
大分県	6	36	36	36	36	37
宮崎県	7	38	38	37	37	39
長崎県	8	40	40	42	42	40

表4 実用新案登録 全国・九州における順位

県名	H30(2018)		R1(2019)		R2(2020)	
	順位	件数	順位	件数	順位	件数
福岡県	1	7	7	7	7	7
大分県	2	20	20	18	18	14
宮崎県	3	30	30	33	33	32
鹿児島県	4	32	32	36	36	37
熊本県	5	36	36	38	38	38
沖縄県	6	40	40	40	40	40
長崎県	7	41	41	40	40	40
佐賀県	8	44	44	43	43	43

表7 国際出願 全国・九州における順位

県名	H30(2018)		R1(2019)		R2(2020)	
	順位	件数	順位	件数	順位	件数
福岡県	1	13	13	15	15	13
佐賀県	2	32	32	33	33	30
熊本県	3	33	33	35	35	35
宮崎県	4	36	36	36	36	36
沖縄県	5	37	37	37	37	38
鹿児島県	6	39	39	38	38	39
大分県	7	41	41	41	41	40
長崎県	8	44	44	43	43	41

表5 意匠登録 全国・九州における順位

県名	H30(2018)		R1(2019)		R2(2020)	
	順位	件数	順位	件数	順位	件数
福岡県	1	10	10	10	10	11
熊本県	2	33	33	32	32	29
佐賀県	3	34	34	36	36	32
沖縄県	4	37	37	38	38	35
宮崎県	5	38	38	39	39	38
長崎県	6	40	40	41	41	39
大分県	7	40	40	44	44	39
鹿児島県	8	45	45	45	45	46

※登録年別登録件数

※県名の右側が全国順位

出典：特許行政年次報告書2021年版（特許庁）

図13 四法別出願件数の比較（鹿児島県）

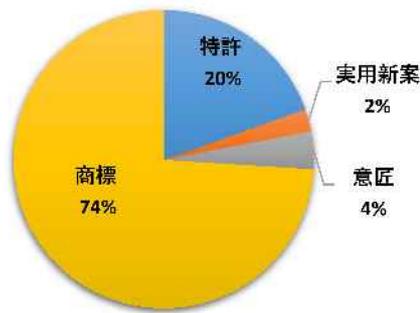
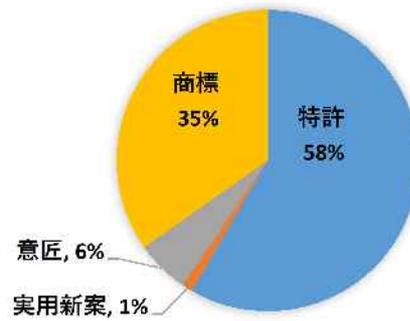


図14 四法別出願件数の比較（全国）



出典：特許行政年次報告書 2021 年版（特許庁）

(2) 課題

「特許」や「意匠」のように、近年登録件数が伸びているものもあるが、本県における、知的財産権の出願数、登録数のほとんどが全国的には低い順位にあることから、引き続き知的財産の権利化の支援、中小企業等における知的財産活用の支援などを行う必要がある。

<参考>

県の試験研究機関等が保有している知的財産の状況

令和2（2020）年度末現在で、県の試験研究機関等が保有している知的財産権は、特許権49件、実用新案権2件、意匠権2件、商標権59件、著作権1件、育成者権32件、併せて145件となっている。（表8）

（県の試験研究機関等が保有している知的財産権の詳細は、参考資料P46「鹿児島県が保有している知的財産権一覧」を参照。）

表8 【県の試験研究機関が保有している知的財産】

（令和3年3月31日現在）

知的財産権	所 属 名	件数	小計
特 許 権	工業技術センター	38	49
	農業開発総合センター	7	
	水産技術開発センター	2	
	大隅加工技術研究センター	2	
実用新案権	農地保全課	1	2
	農業開発総合センター	1	
意 匠 権	水産技術開発センター	2	2
商 標 権	農政課	17	59
	かごしまPR課	13	
	畜産課	12	
	広報課	6	
	東京事務所	3	
	経営技術課	2	
	伊佐農林高等学校	1	
	観光課	1	
	鹿屋農業高等学校	1	
	森林経営課	1	
	鶴翔高等学校	1	
	都市計画課	1	
	著 作 権	観光課	
育 成 者 権 (登録品種)	農業開発総合センター	32	32
合 計		145	

（県財産活用対策室調べ）

2 本県産業分野等別の現状・課題

(1) 工業分野

① 現状

本県の製造業の令和元（2019）年の製造品出荷額は、1兆9940億円で、その内食品関連産業が約1兆775億円（約54%）、電子関連産業が約2,923億円（約15%）を占め、主要な産業となっている。（「鹿児島県の工業 2020年工業統計調査結果（2019年実績）」より。）

令和3（2021）年3月、地域間競争を勝ち抜き、本県の経済基盤を安定させるため、産学官の関係企業・団体等が一体となって取り組むべき本県製造業の振興に係る方針である「かごしま製造業振興方針」を改訂し、「新製品・技術の研究・開発による付加価値の創出・向上」、「新産業分野への参入や起業による新たなビジネスへの挑戦」、「販路・市場開拓やマーケティング力・販売力の強化による活発なビジネスの展開」、「企業立地の促進等によるものづくりの基盤強化」、「製造業の成長を支える人材の確保・育成」の5つの柱に沿った施策を推進することとしており、「新製品・技術の研究・開発による付加価値の創出・向上」のための施策として、「知財総合支援窓口による知的財産権の取得・活用に関する相談・支援」を掲げている。

県内企業の知的財産の活用状況を見ると、独自の特許技術に商標を組み合わせた「知財ミックス」戦略で、アメリカ・EUをはじめ30か国近くで製品を販売する粉粒体供給機メーカーや、食肉業界の省力化につながる食肉機械の開発で、特許・実用新案を登録、数多くのオンリーワン製品を生み出し、国内のみならず海外15カ国へ製品を輸出している自動省力機械メーカーなど、グローバルに活躍する企業が存在する一方で、特許等の出願件数は増えておらず、知的財産を戦略的に経営に活かしている企業は一部にとどまっている。

<試験研究機関>

■ 県工業技術センター（霧島市隼人町）

県内の中小企業の技術開発・技術力の向上を支援する中核的な施設として、地域資源の高度利用、生産・加工システム、新素材・新材料、バイオテクノロジー・食品、電子・情報・環境・生活・デザインに関する研究開発と技術相談・指導、依頼試験・分析・設備使用、人材育成、技術情報提供、コーディネートの技術支援を行っている。



また、取得した特許を県内産業振興に活用することを目的として、研究で得られた知的財産を権利化するとともに、県内企業への実施許諾と技術移転を進め、研究成果の実用化を図っている。

表9 【県工業技術センターの特許等の状況(令和3年3月31日現在)】

種 類	件 数	備 考
特許権 取得件数	38	県単独：18件 共同出願：20件
出願中	6	県単独：2件 共同出願：4件
実施許諾契約数	12	特許権：11件

特許等活用事例

- 県工業技術センターと県内企業が共同で研究・開発し、特許を取得した技術を使って製品化された事例

火山灰の活用

工業技術センター
地域資源部シラス研究開発室

加熱調理用プレート

- 火山灰の焼結成形技術を共同研究
- 耐熱衝撃性向する材料配合を提案，性能試験
- 特許を共同出願し焼肉プレートの販売開始
- 特許登録（特許番号6792760）

アルバック九州(株)（霧島市）

- アルバックの粉体焼成技術を地域資源に活用
- 独自の配合で直火でも割れない耐熱衝撃性
- 調理器具やヒータなどへの展開も期待される。



トピック！

「Makuake」で購入総額600万円！

今年6/6～7/26のプロジェクト期間中，目標金額30万円に対し600万円の応援購入が成立。

- ・ 実施許諾先：真空セラミックス(株)
- ・ 商品名：「火山灰プレートH A I」



- 工業技術センターの特許を県内企業に技術移転して製品化された事例

システム技術や計測評価技術の応用展開

工業技術センター
生産技術部

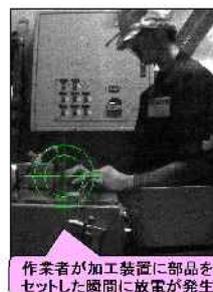
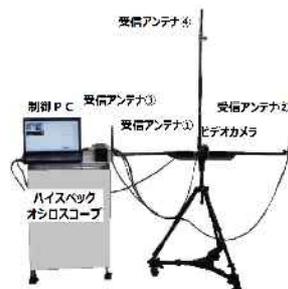
静電気放電発生箇所可視化装置

- 静電気放電を検知する装置を開発
- 試作機で実用性を実証し特許取得
- 県内企業が実用機を開発し販売を開始した。
- 特許登録（特許番号5374687）

特徴

- 電子部品等の製造工場で、静電気放電の発生箇所を特定でき、不具合発生時に有効な対策が可能
- 静電気放電の電磁波を4本の受信アンテナで検出
- 電磁波の到達時間差から発生源の座標を算出し、同時に取得したビデオ映像に放電発生位置を表示

製造販売／(株)オーケー社鹿児島（鹿児島市／姶良市）



作業者が加工装置に部品をセットした瞬間に放電が発生

第8回ものづくり日本大賞 九州経済産業局長賞/
経済産業省 2020.2.27

ものづくり日本大賞
あなたの技術が未来につながる！

- 世界初！静電気可視化技術により生産性向上，工程管理，品質改善を図る装置の開発
- (株)オーケー社鹿児島：中村伸一，川辺健一 他4名
工業技術センター：尾前 宏

トピック！

国内外の大手電子機器メーカー数社の研究開発部門等に販売実績あり。

② 課題

県内企業の特許等の出願件数は、横ばいから逡減傾向にあり、引き続き知的財産の重要性に対する企業経営者の認識を高めるとともに、産学官連携による共同研究の推進などにより、知的財産の創造を図っていく必要がある。

工業技術センターにおいては、研究成果の出願に当たって、発明者自身で先行技術調査^{※1}や書類作成等を行うため、知的財産に関する十分な知識の習得が必要となっている。また、工業技術センターの研究成果や保有特許等については、活用が進んでいないものもあるため、技術移転の更なる強化を図る必要がある。

(2) 農業分野

① 現状

本県の農業は、温暖な気候や広大な畑地、地域の特性等を生かし、畜産、園芸を中心に、茶、さつまいも、さとうきびの栽培など多彩な生産活動が展開されており、令和2(2020)年における農業産出額は、全国2位の約4,772億円となり、基幹産業として本県経済を支えている。

農業分野の知的財産権には育成者権や特許権があり、県農業開発総合センターで育成された新品種については必要に応じて育成者権の取得を行っている。

また、同センターで開発された農業機械等や県大隅加工技術研究センター(旧農産物加工研究指導センター)で開発された食品の製造方法等についても特許権等の取得を行っている。

また、令和2(2020)年に改正された「家畜改良増殖法」に基づき和牛精液等の流通管理の徹底や、令和2(2020)年に改正された「種苗法」に基づき、県育成新品種の海外流出防止など国内外での知的財産の保護に取り組んでいる。

本県は、我が国の食料供給基地としての役割を更に高めることを目指して、生産基盤の整備や産地の育成に取り組んでいるほか、県産農畜産物のイメージアップなどを図るため、「かごしまブランド」確立運動^{※2}(図15)を展開している。

また、県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するために創設された「かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)^{※3}」(図16)については、制度の認知度向上や普及・拡大を図っている。



図15 「かごしまブランド」マーク



図16 「かごしまの農林水産物認証制度」マーク

^{※1} 先行技術調査：研究開発中の技術や特許等の出願をしようとしている技術が、新規性や進歩性等の特許要件を満たしているかを確認するために、他に類似する技術がないか特許庁の特許文献検索システム等で事前調査を行うこと。

^{※2} 「かごしまブランド」確立運動：安心・安全で品質の良い農畜産物を計画的・安定的に供給できる産地づくりと、県産農畜産物のイメージアップによる販路拡大を一体的に進めることを目的とした運動。本運動では、生産量が全国トップクラスであることや、品質の評価が高いことなど鹿児島県の強みを生かした産品を「かごしまブランド産品」として指定し、それらを生産する団体を「かごしまブランド団体」として認定している。

^{※3} かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)：生産者の安心・安全な農林水産物を生産する取組を消費者に正確に伝え、鹿児島県農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するため、安心と安全に関する一定の基準に基づき審査・認証機関が認証する鹿児島県独自の認証制度。審査・認証は、公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会が行っている。

< 県試験研究機関 >

■ 県農業開発総合センター（南さつま市金峰町）

本県農業の総合的な拠点として農業技術の開発と担い手の育成を効率的かつ総合的に推進するため、農業関係試験場や農業大学校を再編統合して設置している。

同センターでは、利用場面を想定し、開発技術の導入コスト等経営的視点を十分に考慮しつつ技術開発を行い、得られた成果については、必要に応じて速やかに育成者権や特許権など知的財産権を取得し、権利の適正な保護・活用を図っている。また、成果が具体的活用につながり、県地域振興局・支庁農政普及課等を通じて、農業者に対する迅速な普及啓発等の支援等の取組を行っている。

また、DNAを使った品種識別技術の確立など育成者権の侵害対策にも取り組んでいる。

知的財産権として取得した育成者権等は、県内農家等へ利用権を許諾し、県産農産物における競争力の維持・拡大に寄与している。



図 17 八重咲きテッポウユリ
「咲八姫」



図 18 実えんどう まめこぞう
(育成者権)

表 10 【県農業開発総合センターの特許等の状況(令和3年3月31日現在)】

種 類	件 数	備 考
特許権 取得件数	7	県単独： 0件 共同出願： 7件
出願中	2	県単独： 0件 共同出願： 2件
実施許諾契約数	5	特許権： 5件
実用新案権 取得件数	1	県単独： 1件
実施許諾契約数	2	実用新案権： 1件
育成者権 取得件数	32	県単独： 29件 共同出願： 3件
出願中	9	県単独： 9件 共同出願： 件
実施許諾契約数 (出願中の育成者権含)	115	育成者権： 32件 育成者権(出願中)： 5件

■ 県大隅加工技術研究センター（鹿屋市串良町）

素材提供型の農業から一次加工等による高付加価値型農業の展開を図る拠点として設置している。

同センターでは、新たな加工・流通技術の研究・開発に取り組むとともに、加工事業者等による加工品の試作・研究・開発や販路拡大を支援するため、企業との共同研究や加工事業者等への施設の開放を通じた技術開発・普及に取り組んでいる。



表 11【県大隅加工技術研究センターの特許等の状況(令和3年3月31日現在)】

種 類	件 数	備 考
特許権	2	県単独： 1件 共同出願： 1件
特許出願中	2	県単独： 1件 共同出願： 1件
実施許諾契約数	0	特許権： 0件

② 課題

農業分野では、県農業開発総合センター等を中心に、育成者権や特許権など知的財産権の創造、保護、活用や地域ブランドの確立に努めるとともに、和牛の遺伝資源の保護等に努める必要がある。

輸出を視野に入れた育成品種については、海外での育成者権保護の取り組みを進める必要がある。

また、権利化した知的財産権が不当に利用され県内農業者が不利益を被らないよう権利侵害等に対しては厳しく対処すると共に、知的財産権に対する農業者の意識啓発を図る必要がある。

県大隅加工技術研究センターにおいては、共同研究を含め得られた成果については、加工事業者等の利益確保を図る観点から必要に応じて特許権等の知的財産権を取得する必要があるとともに、加工事業者等の知的財産権に対する意識啓発や知識の習得が必要である。

(3) 林業分野

① 現状

本県の林業は、森林資源の充実や大型木材加工施設、木質バイオマス発電施設の稼働等を背景に、木材生産量が増加傾向にあり、令和元年度の林業生産額は、約161億円となっており、近年、増加している。

県内で生産、加工された製材品については、一定の基準を満たす製品を「認証かごしま材※」（図 19、20）として認証し、利用促進に取り組んでいる。

特用林産物については、令和元(2019)年のたけのこの生産量は全国第2位となっており、10月から3月までに出荷される青果用たけのこは、全国一早い「早掘りたけのこ」として、中央市場で高い評価を得ている。

また、原木しいたけは、「かごしまの農林水産物認証制度」による認証取得の推進により、安心・安全の確保に取り組んでいる。

※ 認証かごしま材：鹿児島県内で育成、加工された丸太、製材品の中から、用途ごとに品質、寸法、乾燥等が日本農林規格（JAS）に準じた材のこと。「認証かごしま材」にはラベルが貼り付けられる。



図 19 「認証かごしま材」



図 20 「認証かごしま材」マーク

< 県試験研究機関 >

■ 県森林技術総合センター（始良市蒲生町）

森林・林業に対する新たな施策課題や森林所有者等のニーズに対応した技術開発を行い、その成果を迅速かつ的確に普及定着させるとともに、林業労働力確保支援センターと連携して林業後継者等の人材育成を行っている。



同センターでは、得られた成果を迅速に県民及び関係機関へ伝達するとともに、林業普及指導員等を通じて普及定着を図っている。

抵抗性クロマツ^{※1}については、他県に先行して実用化、商標登録し、民間団体へ技術移転した。生産された苗木は九州各地の海岸防災林造成や景勝地緑化に活用されており、本県苗木生産者やその団体の経営改善に寄与している。



林業普及指導員専門研修



苗木生産実践講座

② 課題

林業分野では、「認証かごしま材」など地域ブランドに関する認証制度の推進とともに、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」を活用する一層の取組が必要である。

また、地域団体商標^{※2}制度の有効活用も検討するなど効果的にブランド化を図っていく必要がある。

県森林技術総合センターの研究成果については、林業経営の改善を図る観点から、県内の森林所有者や林業事業者等に対しては積極的に公開し、技術の移転が図られるよう努めてきた。

※1 抵抗性クロマツ：松くい虫に抵抗性のあるクロマツのことで、「スーパーグリーンさつま」の名称で鹿児島県のブランド苗として扱われている。

※2 地域団体商標：従来の商標法では、地域名と商品名からなるような商標は、商標として識別力を有しない、特定の者の独占になじまない等の理由により、図形と組み合わせられた場合や全国的な知名度を獲得した場合を除き、商標登録を受けることができなかったが、商標法が一部改正され、平成 18 年 4 月 1 日から地域団体商標制度が導入された。地域団体商標制度では、事業協同組合など特別の法律により設立された組合であって、構成員資格者の自由がある団体は、一定の周知性があると認められれば地域名と商品名からなる文字商標の登録が認められる。

今後、新たな林業品種の開発・育成や、商品性の高い特用林産物の選抜等において、知的財産化を図ることが本県林業及び木材産業の育成、振興に寄与すると考えられる成果については、権利化を図っていく必要がある。

(4) 水産業分野

① 現状

本県の水産業は、南北 600 km に及ぶ県土の中に広大な海面と多くの島嶼、長い海岸線を有し、温暖な気候に恵まれ、沿岸・沖合漁業やカツオ、マグロ等の遠洋漁業、ブリ、カンパチ等の養殖業、かつお節等の水産加工業が盛んである。令和元(2019)年の海面漁業・養殖業生産額は全国第5位、うち海面養殖業生産額は全国第2位の養殖県となっており、なかでもブリ、カンパチは全国第1位の生産量を誇っている。

また、内水面養殖業においてはウナギ養殖の生産量が全国第1位となっており、水産加工業では、かつお節が全国第1位の生産量を誇っている。

養殖ブリや養殖カンパチについては、「かごしまのさかな※」(図 21)として認定し、販売促進活動への支援やPRに努め、ブランド化を図っている。



養殖ブリ



養殖カンパチ



図 21 「かごしまのさかな」認定マーク

< 県試験研究機関 >

■ 県水産技術開発センター（指宿市今和泉漁港地内）

国や他県、大学や民間との間で、水産資源の持続的な利用を図るための調査研究や安心・安全な養殖水産物、水産加工品の生産技術の開発に係る共同研究を行うことにより、早期の技術開発と技術移転に取り組んでいる。

同センターにおいては、水産加工利用棟をオープンラボラトリーとして民間に開放しており、水産加工品の技術支援や成分分析等を通してブランド化のための支援を行っている。



水産加工利用棟
(開放型実験棟)



特許技術を活用したマグロさつま揚げ

※ かごしまのさかな：鹿児島県で生産された養殖ブリ・カンパチについて、品質等が優れ市場や消費者等のニーズに応えられる等、県内生産者のモデルとなるような優れたものを、漁協等からの申請に基づき、「かごしまのさかなづくり推進協議会」が審査・認定する制度。

表 12 【県水産技術開発センターの特許等の状況(令和3年3月31日現在)】

種 類	件 数	備 考
特許権	2	県単独： 0件 共同出願： 2件
特許出願中	2	県単独： 0件 共同出願： 2件
実施許諾契約数	0	特許権： 0件
意匠権	2	県単独： 0件 共同出願： 2件
実施許諾契約数	0	意匠権： 0件

② 課題

県内の水産加工業については、大学等と連携しながら新たな水産加工品の開発、に取り組み、成果を特許権等の知的財産として登録しているが、更なる有効活用を促進する必要がある。

県水産技術開発センターにおいては、これまで、研究成果については水産業改良普及事業等を通じて普及に努めてきた。水産業は零細な経営体が多いため、研究成果を権利化せず可能な限り早く情報を伝え、迅速な活用を促進することに重点を置いてきたが、水産加工業や養殖業等に関する技術開発等、知的財産として権利取得するほうが本県水産業の振興につながるものについては権利化に取り組んでいく必要がある。

(5) 観光産業分野

① 現状

本県においては、令和2(2020)年に策定した県観光基本方針に基づき、「魅力ある癒やしの観光地形成」「戦略的な誘客の展開」「オール鹿児島でのおもてなしの推進」を施策の基本的方向として位置付け、「観光立県かごしま」の実現に向けて各施策を推進するとともに、新鹿児島PR戦略に基づき、本県のイメージアップや観光客の誘致、県産品の販売を促進することとしている。

② 課題

本県には焼酎や黒豚等の食材、伝統的工芸品など、観光客にとって魅力ある地域ブランドがあるが、地域ブランドのより適切な保護等が図られる「地理的表示^{※1}保護制度」や「地域団体商標制度」を有効に活用しながら、更に観光地としての魅力を高めていく必要がある。

焼酎については、平成17(2005)年12月にWTO(世界貿易機関)協定^{※2}の付属書の一つであるTRIPS協定^{※3}に基づき地理的表示に指定されており、これを活用して更なるブランド化を進めていく必要がある。

※1 地理的表示(GI) : Geographical Indications の略。商品の品質や名声などが原産地の土地柄に由来する場合に、その土地の原産であることを特定する表示をすること。酒類は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく制度で、特定農林水産物は、「特定農林水産物の名称の保護に関する法律」に基づく制度となっている。

※2 WTO(世界貿易機関)協定 : 世界貿易機関加盟国に国際標準を基礎とした国内標準の策定を求めるもの。国内標準を国際標準に整合させることにより、国内標準が国際貿易の障害となることを防止している。(平成7年発効)

※3 TRIPS協定 : 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定。(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) の略称。WTO(世界貿易機構)協定の付属書の一つとして、全加盟国が最低限確保すべき保護水準(ミニマム・スタンダード)についての義務などが規定されている。



黒豚



黒毛和牛



川辺仏壇



大島紬

(6) 大学等

① 現状

大学等においては、社会的要請に基づく研究の推進や研究成果の産業界への移転、人材の育成等に取り組んでいる。

県内国立大学及び国立高等専門学校¹の3校における知的財産権の取得状況について見てみると、令和3(2021)年10月末現在で、国内で412件、国外で89件の特許権等を保有している。

国立大学法人鹿児島大学においては、平成30(2018)年4月に「産学・地域共創センター」が設置され、大学の研究シーズと地域ニーズのマッチング、自治体等との協働による地域課題の解決とその成果を活かした地域人材育成及び地域再生、事業化が見込まれる研究プロジェクトの支援、知的財産の創出、保護、管理及び活用等に取り組んでいる。(図22)

また、Webによる産学・地域マッチングサイト「KuRiPS」を立ち上げ、大学や県試験研究機関のシーズを掲載し、地域企業による大学等の研究シーズへのアクセスを容易にしている。(図23)

そのほか、県内金融機関と連携し「認定コーディネーター制度」を設立。地域企業の課題を金融機関を通じて収集し、大学のシーズにより解決する活動を推進している。(表13)

国立鹿児島工業高等専門学校においては、産学官連携機能を集約的に行う拠点施設として、平成12(2000)年4月に「地域共同テクノセンター」を設置し、県内の大学等や自治体・地域企業等と連携し、本校の研究シーズとのマッチングによる共同研究や技術相談、地域のニーズに応える人材育成と学卒者の地元定着促進につながる事業等に取り組んでいる。(図24)また、平成10(1998)年3月に南九州地域の有志企業と連携して産学官交流組織「錦江湾テクノパーククラブ」(平成28(2016)年4月～「鹿児島高専テクノクラブ」に名称変更)を設立し、会員企業や特別会員として加入している県や近隣自治体、県工業技術センター、(公財)かごしま産業支援センター等と共に産学官連携の推進や地域創生推進活動を積極的に行っている。

国立大学法人鹿屋体育大学においては、国立大学唯一の体育大学として、スポーツに関する実践的な教育研究を推進するとともに、研究成果を積極的に社会に還元するために産学官連携活動に取り組んでいる。(図25)

また、鹿児島県や鹿屋市等の地域社会との連携・協力の下、運動による健康の保持増進に関する研究を推進(確立)し、国民医療費(特に高齢者医療費)の抑

制等に寄与することを目的とした全学的プロジェクト「PALS (Promotion of Active Life Style) プロジェクト」や、各種スポーツイベント等における地域活性化に関する研究を推進し、研究活動の活性化を図ることを目指すプロジェクト「CASE (Community Activation through Sporting Events) プロジェクト」を実施している。

また、大学等における革新的な研究成果をもとに、経済社会にイノベーションをもたらす担い手として期待されている大学発ベンチャーは、令和2(2020)年調査(経済産業省「令和2年度大学発ベンチャー実態等調査」)において、全国では2,905社となっており、平成26(2014)年度以降毎年増加傾向にある(図26)。本県では25社の大学発ベンチャーが設立されており、中には、ベンチャーキャピタルから資金を調達し、事業を拡大しているバイオベンチャー企業もある。

人材育成については、鹿児島大学等において、大学院生を対象とした「知的財産戦略構築実務論」、学部生を対象とした「著作権とビジネスコンプライアンス」、「アイデア・発明から特許へ」等の知的財産についての講義や知的財産セミナーを開催している。

図22 「研究シーズ集 2021-2022～鹿児島大学の社会連携」

鹿児島大学の研究者が行っている研究活動を詳しく紹介。冊子とインターネット版があり、インターネット版は、鹿児島大学ホームページ内「研究シーズ集」にて公開している。



図23 産学・地域マッチングサイト「KuRiPS」



表 13 認定コーディネーターが在籍する金融機関 (順不同 2021.10月現在)

連携機関(問合せ窓口)	所在地	TEL
鹿児島銀行(地域支援部)	鹿児島市金生町6-6	099-239-9720
南日本銀行(営業統括部)	鹿児島市山下町1-1	099-210-7525
鹿児島信用金庫(業務統括部)	鹿児島市名山町1-23	099-224-8411
鹿児島相互信用金庫(地域支援部)	鹿児島市与次郎1-6-30	099-259-5222
鹿児島興業信用組合(経営企画部)	鹿児島市東千石町17-11	099-224-3175
奄美大島信用金庫(融資部)	奄美市名瀬幸町4-18	0997-52-3211
宮崎太陽銀行 国分支店	霧島市国分中央3-10-24	0995-45-0456
商工組合中央金庫 鹿児島支店	鹿児島市西千石町17-24	099-223-4101

図 24 鹿児島高専研究シーズ集

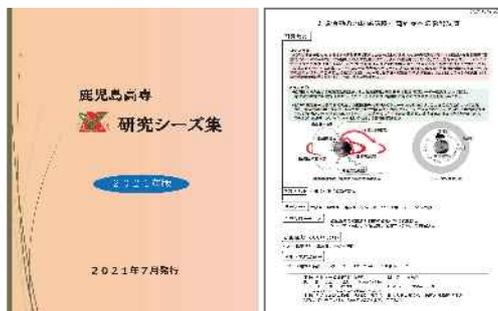
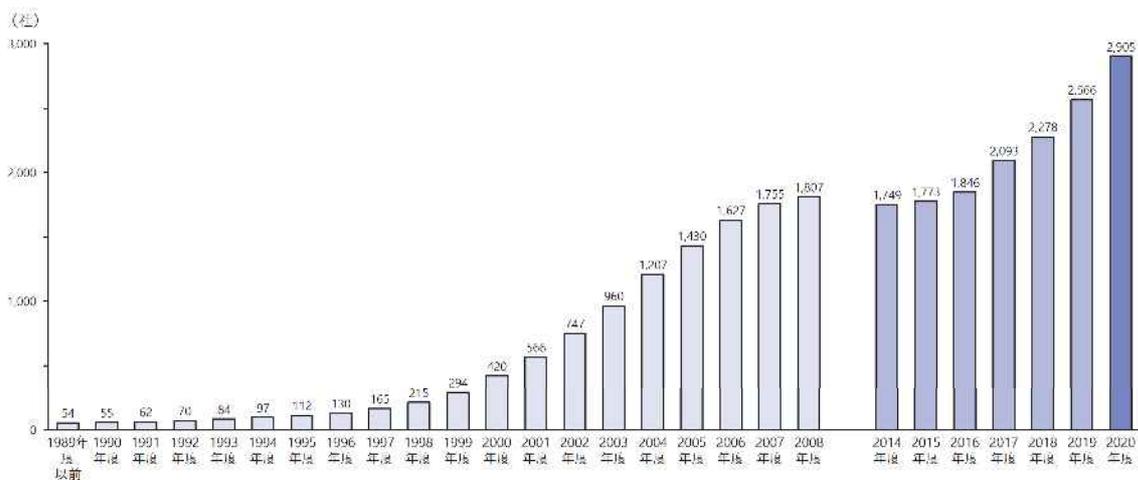


図 25 スポーツを科学するーRENKEIー 鹿屋体育大学産学官連携用パンフレット



* 鹿児島工業高等専門学校、鹿屋体育大学のホームページに掲載

図 26 【大学発ベンチャー企業数の年度別推移】



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

出典：「令和2年度大学発ベンチャー実態等調査」(経済産業省)

(<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210517004/20210517004-1.pdf>)

◇県内の大学発ベンチャーの事例①

(鹿児島大学発ベンチャー)

- 「唾液による新型コロナウイルス、インフルエンザA,B型検査キット, PCR検査装置」
(株)スティックスバイオテック) 鹿児島市 平成18年9月設立

(開発内容)

- ・ 豚流行性下痢ウイルス病の好感度かつ迅速簡便な検査技術 (H26~28)
- ・ 唾液によるインフルエンザウイルス検査キットの開発 (R元)
- ・ 世界初の新型コロナウイルス, インフルエンザA型, B型の短時間かつ同時検査技術の開発。 (R2) ※ () は県の事業による補助年度



検査キット



持ち運び可能なPCR測定機



医療用PCR測定機

- ・ 県のビジネスプランコンテスト(H30年度)大賞受賞
- ・ 九州・山口ベンチャーマーケット (R元年度) 優秀賞受賞 県内企業初

◇県内の大学発ベンチャーの事例②

(鹿児島大学発ベンチャー)

- 「高耐候性大光量・高輝度省エネルギー型FGHP®ライト」
(株)クルーシャル・クーリング・パフォーマンス)
鹿児島市 平成23年9月設立

(開発内容)

- ・ 鹿児島発世界一の技術であるFGHP®をLED実装基板として用いることにより, 他社製のLED照明に比べて高輝度・省エネルギー化を実現したFGHP®ライトをコア技術として, 高耐候性化を図った製品。



『FGHP®』は、極薄の金属シート内部に密閉空間とウィック(毛細管構造体)を形成したフラットヒートパイプ型ヒートスプレッダ。

優れた熱拡散能力によって面内に均一に広げることにより、熱密度を下げ、効率良く放熱する事をサポートします。



<技術移転機関>

■ (株) 鹿児島TLO (鹿児島市郡元町 鹿児島大学内)

TLOとは、Technology Licensing Organization (技術移転機関) の略称で、大学の研究者の研究成果を特許化し、それを企業へ技術移転する法人であり、産と学の「仲介役」の役割を果たす組織である。大学発の新産業を生み出し、それにより得られた収益の一部を研究者に戻すことにより研究資金を生み出し、大学の研究の更なる活性化をもたらすという「知的創造サイクル[※]」の原動力として産学官連携の中核をなす組織と言える。

各大学におけるTLOの設立を政策的に支援する「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき承認を受けた「承認TLO」は、令和3(2021)年4月1日現在、全国に34機関ある。

(株)鹿児島TLOは、鹿児島大学、鹿屋体育大学、鹿児島工業高等専門学校の研究者251名の出資により、平成15(2003)年に設立された承認TLO。

主な事業内容は、技術移転事業、研究開発支援事業(公募型研究開発事業の管理法人業務等)、調査事業(特許等先行技術調査等)などである。

図 27 「鹿児島TLOシーズ集」
(株)鹿児島TLOのホームページで、鹿児島大学等の公開特許情報が確認できる。

出願番号	タイトル	備考
2019-166006	★火山の噴火・噴出状況をこれまでより迅速かつ正確に検出する技術を開発しました	未公開
特許2019-1492	★医療用チューブ内の薬剤を品質保持し、点滴の作業効率が向上するカバーを考案しました	特許取得
2019-197961	★地域コミュニティ内での相互扶助の価値を数値化し、インセンティブを定めることで相互扶助の活性化を図る	未公開
2020-056828	★火山の監視画像を利用した噴火の自動検知システムを開発しました	未公開
2020-059330	★カラメル化合物(糖)の質化に有用な酵素を見出しました!!	未公開

出願番号	タイトル	備考
特許-157514	腸癌腫瘍の健全な発育を促進：餌用マイクロカプセル剤	公開特許公開
H11-106007	胚発生中の卵白に含有される機能的蛋白質の有効活用！美白効果も期待！！	公開特許公開
H11-121519	In situハイブリダイゼーションと免疫組織化学的染色を組み合わせてより詳しい診断が可能！	公開特許公開
2004-106532	ワリ科果実に含まれる糖維素溶解酵素	公開特許公開
2005-015406	「抗炎症作用のある茶成分ニテアシメニン」の有効活用！！	公開特許公開
2005-031107 ★★	誰でも簡単に記録できる電子スタンプ使用で鉛点発見！能力UP！！	公開特許公開
2006-060968	腸癌予防薬の発癌抑制効果の顕著な顕示はクロームの活性化法！	公開特許公開

③ 課題

中小企業等との共同研究や、大学等が保有する特許の実施許諾、譲渡等の技術移転を推進することなどにより、産業界のオープンイノベーションに寄与し、企業の新たな分野進出や新産業の創出を一層促進する必要がある。

※ 知的創造サイクル：研究開発(知的創造)→特許権等の取得(権利設定)→特許料等使用料の回収(権利活用)→さらに新しい研究開発(知的創造)へと巡回する状態。

第3章 県知的財産推進戦略の基本方針

本県産業が発展していくためには、知的財産の重要性について、企業だけでなく広く県民にも理解してもらうとともに、産学官連携による研究開発等により知的財産資源を発掘・創造し、これを利用して製品の高付加価値化や新事業分野への展開等を図り、得られた収益を新たな知的財産の創造に投資・活用していく知的創造サイクルを確立していく必要がある。

県内中小企業においては、大学や公的試験研究機関等との共同研究など、研究開発の取組が一定程度進む一方、知的財産を経営に活かそうとする意識は十分に高まってはいない。特許等の出願・登録件数で見ると、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、国際出願ともに全国下位となっており、本県における知的財産に対する取組はまだ低調な段階にある。

このような現状を踏まえ、新しい県知的財産推進戦略では、「知的財産を大切にする意識の醸成」を図り、「創造、保護、活用の知的創造サイクルの確立による産業競争力の強化」に取り組むことにより産業の高度化や新たな事業分野への展開、さらには新産業創出の促進を図り、「稼ぐ力」の向上につなげることを基本目標として設定する。

1 基本目標

県知的財産推進戦略【2017年版】での取組による成果・課題及び、本県の知的財産に関する現状・課題等を踏まえ、新たな県知的財産推進戦略で目指す基本目標を次のように定める。

《基本目標》

知的財産を大切にする意識の醸成や、産学官連携により知的財産が活発に創造され、これを適切に保護、活用することで、地域産業の競争力強化や本県の特性を活かした付加価値の高い産業の創出を図り、「稼ぐ力」の向上につなげる。

2 基本方策

知的財産を大切にする意識の醸成や、産学官連携により知的財産が活発に創造され、これを適切に保護、活用することで、地域産業の競争力強化や本県の特性を活かした付加価値の高い産業の創出を図り、「稼ぐ力」の向上につなげるため、次の2つを基本方策として取り組む。

I 知的財産を大切にする意識の醸成

特許庁や、知財総合支援窓口、（公財）かごしま産業支援センター（よろず支援拠点）、各商工会議所、各商工会、（独法）日本貿易振興機構（JETRO）などの地域の支援機関と連携した普及啓発を行い、企業だけでなく、県民も含めた知的財産の重要性を認識し、大切にする社会をつくる。

II 知的財産の創造，保護，活用のサイクルの確立による産業競争力の強化

知的財産を創造，保護，活用する知的創造サイクルを確立し早く大きく回していくことにより産業競争力の強化を図る。また，特許庁や，知財総合支援窓口，（公財）かごしま産業支援センター（よろず支援拠点），各商工会議所，各商工会，（独法）日本貿易振興機構（JETRO）などの地域の支援機関等と連携し，横断的かつ一体的な支援に取り組む。

3 数値目標

《数値目標》令和4～8年度までの5年間

1 累計出願件数

前戦略期間の平均値に，全国や本県における近年の増減の傾向等を考慮して積算。

特許	令和8年末までに	860件
実用新案	令和8年末までに	80件
意匠	令和8年末までに	140件
商標	令和8年末までに	2,890件
国際出願	令和8年末までに	150件

※ 国際出願は，特許に係るPCT出願（特許協力条約に基づく出願）と商標に係るマドプロ出願（マドリッド協定議定書に基づく出願）の合計。

2 産学官連携による「新技術・新製品」の開発件数

「かごしま製造業振興方針（R3.3月改訂）」の目標値より積算。

「新技術・新製品」開発件数 910件（182件／年）

3 県工業技術センターにおける特許出願件数及び実施許諾件数

県工業技術センターの中期業務計画の目標値により積算。

特許出願件数	15件（3件／年）
特許実施許諾件数	100件（延件数）（20件／年）

第4章 基本方策の取組方針

1 知的財産を大切にすることの意識の醸成

知的財産を大切にすることの意識の醸成を図るため、知的財産の重要性を県民や中小企業等に普及啓発するとともに、知的財産に関する人材の育成を図っていく。

(1) 知的財産に関する普及啓発の推進

① 県民に対する普及啓発の推進

県民に知的財産の重要性について理解を深めてもらうため、知的財産権制度に関する説明会や広く県民を対象とした発明くふう展等を開催するとともに、ホームページ等の県の広報媒体を活用し普及啓発に取り組む。

- ・ 知的財産権制度説明会（初心者向け）の開催（（一社）県発明協会）
- ・ 児童・生徒を含む広く県民を対象とした発明くふう展の開催（（一社）県発明協会）

② 中小企業等に対する普及啓発の推進

中小企業等に知的財産の重要性について理解を深めてもらうとともに知的財産の創造や活用等を促進するため、経済産業省九州経済産業局や（独法）日本貿易振興機構（JETRO）、日本弁理士会等と連携を図りながら普及啓発に取り組む。

- ・ 知的財産権に関するセミナー・相談会の開催（（公社）県工業倶楽部、知財総合支援窓口、（公財）かごしま産業支援センター、よろず支援拠点、経済産業省九州経済産業局、（独法）日本貿易振興機構（JETRO）、日本弁理士会）
- ・ 知的財産活用推進員の企業訪問や知財情報のメール配信等による知的財産制度等の普及啓発（県産業立地課）
- ・ ホームページ等の県の広報媒体を活用した情報提供（県産業立地課）

(2) 人材の育成

① 中小企業等における人材の育成支援

知的財産に関する専門知識を有し、知的財産権に関する取組の体制整備や契約等も行える人材の育成を支援する。

- ・ 知的財産活用推進員の企業訪問による助言・指導（県産業立地課）
- ・ 知的財産人材の育成研修の実施（（独法）工業所有権情報・研修館（INPIT）※）
- ・ 中小企業等の技術者育成、技術力向上を図るため、公設試験研究機関による技術相談・技術指導、研修生受け入れ、研究会活動等を実施（県工業技術センター、県農業開発総合センター、県水産技術開発センター、県森林技術総合センター）
- ・ 農産物の加工等に関する相談対応、施設の開放による製品開発の支援、各種研修会の等の開催（県大隅加工技術研究センター）

※ 独立行政法人工業所有権情報・研修館：知的財産に関する総合支援機関として、公報閲覧事業、審査審判資料の提供事業、知的財産情報の高度活用による権利化の推進業務、研修事業、人材育成事業等に関する業務を行う機関。



企業の技術者等への技術研修
(工業技術センター)



周年菊の現地検討会(農業開発
総合センター)

② 大学等における知的財産教育の促進

- ・ 学部生, 大学院生を対象とした知的財産関連講義の実施(国立大学法人鹿児島大学)
- ・ 知財関連講義のWEBによる公開授業化を実施(国立大学法人鹿児島大学)
- ・ 学内教職員向け知的財産セミナーの実施(国立大学法人鹿屋体育大学)
- ・ 修士学生を対象に知的財産保護の内容を扱う科目の受講を義務づけ(国立大学法人鹿屋体育大学)
- ・ 本科学生を対象に知的財産関連講義の実施(鹿児島工業高等専門学校)

③ 子どもが創意・工夫に親しむ環境づくりの推進

- ・ 県立高校における「知的財産教育セミナー」の開催(県高校教育課)
- ・ 県立専門高校における知的財産権の取得を目指したものづくり学習の実施(県高校教育課)
- ・ 児童・生徒を対象にした「発明くふう展」の開催((一社)県発明協会)
- ・ 小学生を対象にした「鹿児島県少年少女発明クラブ」を運営((一社)県発明協会)

2 知的財産の創造, 保護, 活用のサイクルの確立による産業競争力の強化

(1) 知的財産の創造

① 中小企業等における研究開発の促進

ア 先行技術調査等の実施の支援

中小企業等が, 既存の知的財産権との重複を避け, 効率的に新たな研究開発を行うことができるよう, (独法)工業所有権情報・研修館の特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)^{*}の産業財産権検索や, 農林水産省のホームページの種苗法に基づく育成者権検索の積極的活用を, 研修会や県の広報媒体等を通じて啓発する。

- ・ 特許情報から得られる技術や企業情報分析結果(特許情報分析)の提供((独法)工業所有権情報・研修館)

イ 技術・研究開発の支援

- ・ 新技術・新製品開発に要する経費の助成を実施(県新産業創出室)
- ・ 革新的な新技術・新製品の研究開発等の助成を実施((公財)かごしま産業支援センター)

^{*}特許情報プラットフォーム: 日本国内のみならず欧米等も含む世界の特許, 実用新案, 意匠, 商標の公報等及び関連情報が検索できるウェブサイト。

ウ 工業デザインの育成・支援

市場のグローバル化が進展する中、技術的に成熟し、製品の差別化が困難な分野においては、デザインを戦略的に活用し、商品の高付加価値化、ブランドの構築・維持を図ることが求められているため、県内企業のデザイン開発力及び製造技術の向上を図るために、技術相談・支援、調査を行う。（県工業技術センター）

<県工業技術センターによる支援事例>



エ 中小企業支援機関の連携の強化

県内中小企業の知的財産活用支援の高度化を図ることを目的として、国や県、知財総合支援窓口、（公財）かごしま産業支援センター、よろず支援拠点、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、（独法）日本貿易振興機構鹿児島貿易情報センター（JETRO鹿児島）、日本弁理士会九州会等が一堂に会し支援計画や事業の進捗状況等について情報交換を行うことで連携を強化し、ユーザー視点に立った支援を行う。（知財総合支援窓口）

② 知財総合支援窓口でのワンストップサービスの提供

企業等の知財相談支援として、知財総合支援窓口を設置して、窓口支援担当者が企業等の知財に関する課題等を一元的に受け入れ、様々な専門家や支援機関等と連携しながら解決を図る、ワンストップサービスを提供していく。



出典：知財総合支援窓口ホームページ

③ 産学官連携による共同研究等の推進

ア 大学等における共同研究等の促進

- ・ 大学，企業等を中心とした研究開発ワーキンググループの支援（県新産業創出室）
- ・ 大学の研究シーズと地域や企業ニーズとのマッチング（鹿児島大学産学・地域共創センター）
- ・ 大学の研究成果（特許等）の企業等への技術移転の推進（(株)鹿児島TLO）

イ 県試験研究機関における研究等の推進

（工業分野）

県工業技術センターにおいては，県内中小企業等の技術開発・技術力向上を支援する「技術的拠りどころ」として，企業や市場ニーズを踏まえた実用化・産業化に直結する研究（自主研究，企業との共同研究）を進めていく。

（農業分野）

県農業開発総合センターにおいては，農業経営の規模拡大に対応した水稻，野菜，花き等の品種育成・「鹿児島黒牛，かごしま黒豚，黒さつま鶏」等の種畜造成や栽培・飼養技術の研究など，生産力や担い手の経営力を強化するための技術開発に取り組む。

また，ロボット技術やICT，IoT，AI等を活用したスマート農業技術の開発，県産農畜産物の特性を生かした食品加工技術の開発など農畜産物の高付加価値化のための研究，サツマイモ基腐病など新たな病害虫や気候変動への対応など持続可能な農業と地域資源の活用に対応した研究に取り組む。

農業者が発見した優良系統等については，品種特性調査の支援等を行う。

県大隅加工技術研究センターにおいては，高付加価値化のための加工・流通技術の開発等に取り組むとともに，企業との共同研究を中心に加工事業者等への施設の開放を通じて，食品関連企業のニーズに対応した技術開発に取り組んでいく。



第11回全国和牛能力共進会で
かほほなかつ
1席の「金華勝」号



＜茶ロボット中切り機＞

農業開発総合センター等開発特許技術搭載

（林業分野）

県森林技術総合センターにおいては，県の基本的施策や森林所有者等からのニーズに対応して，持続的な森林経営を支える技術開発，スギ・ヒノキなどの充実した林産資源の利用を促進する技術開発，安全快適な緑環境を保全する技術開発に取り組んでいく。

（水産業分野）

県水産技術開発センターにおいては，養殖用種苗や放流用種苗の生産・量産技

術の開発，養殖技術の開発，藻場造成技術の開発のほか水産加工品の開発や適切な資源管理の推進等に取り組んでいく。

④ 職務発明制度^{※1}の整備・充実

ア 中小企業における職務発明規程の整備・充実の促進

職務発明に関する規程を有しない中小企業が多いことから，職務発明制度（平成 27 年特許法改正）を周知・広報し，中小企業における同規程の整備・充実を促進していく。

イ 県の職務発明規程の充実

県においては，職務発明の取扱いについて「鹿児島県職員の勤務発明等に関する規程」に定めており，県の試験研究機関の研究員の発明（特許等）に対する意識の高揚を図っている。

表 14 県職員の職務発明に係る補償金支払い実績（令和 3 年 3 月末）

所属名	登録補償金		実施補償金	
	人数（人）	支払額（円）	人数（人）	支払額（円）
工業技術センター	5	100,000	13	433,100
農業開発総合センター	5	35,000	65	923,223
大隅加工技術研究センター	3	20,000	—	—

- ・登録補償金：県が特許権を取得したときは，当該発明者に対して権利 1 年につき 20,000 円以内の登録補償金を支払う。（規程第 8 条）
- ・実施補償金：県が取得した特許を受ける権利又は特許権の運用若しくは処分により収入を得たときは，当該発明者に対し，毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの収入に応じ補償金を支払う。（規程第 9 条）

(2) 知的財産の保護

① 知的財産の権利化の支援

特許取得等による知的財産の権利化を支援するため，特許庁が実施している特許取得等に係る支援制度について，県の広報媒体や研修会等を通じて周知を図り，積極的な活用を促進する。

- ・中小企業の特許料等の減免制度（特許庁）
- ・中小企業等を対象とした早期審査・早期審理制度（特許庁）
- ・特許料や手数料等の銀行振込による予納（現金納付）^{※2}の開始（R3.10.1～）（特許庁）
- ・審理・審判における面接のオンライン環境の整備（特許庁）

② 知財総合支援窓口による出願手続支援等

知財総合支援窓口に寄せられる専門性の高い相談については，弁理士など専門家の活用を図り，各支援機関と連携を図る。企業等が権利取得を希望する場合は，既

^{※1} 職務発明制度：従業者が職務上行った発明に関する権利の取扱いについて定めることで，従業者と使用者との間の利益の調整を図るもの。特許法第 35 条に規定されている。

^{※2} 予納制度：特許料や手数料の納付方法の一つとして出願人（利用者）が，特許庁に対して一定の金額をあらかじめ納めておくことにより，都度の手続にかかる料金納付に充てることを可能とする制度。これまでは，特許印紙による納付しかできなかったが，新たに銀行振り込みによる現金納付が可能となった。

存の公知技術や類似技術の権利化の状況など調査支援を行い、産業財産権に係る出願や登録などの手続き方法についても説明するとともに、手続方法や、操作方法等を含め電子出願の支援も行う。

***ご存じですか？**

弁理士又は弁護士以外の者が、報酬を得て産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）に関する出願代理業務等を行うことは法律で禁止されています。（弁理士法第 75 条及び 76 条）

【弁理士検索サイト「弁理士ナビ」】

県内をはじめ、全国の特許事務所や弁理士を、相談内容、専門分野、地域別に検索できる。 <https://www.benrishi-navi.com/>

③ 知的財産の侵害対策の推進

関係機関と連携しながら、農産物の育成者権侵害対策や家畜の遺伝資源保護に取り組む。

ア DNA を活用した品種識別技術の開発

無断栽培など育成者権の侵害に対応するため、DNA を活用した品種識別技術の開発と周知に取り組んでいく。（県農業開発総合センター）

イ 品種保護対策官^{※1}との連携

（独法）種苗管理センターに設置されている「品種保護対策官」（通称：品種保護Gメン）と次について連携していく。

- (ア) 相談の受付と対抗措置等の手続きに関する助言
- (イ) 品種類似性試験に係る支援（対象品種等の提供）
- (ウ) 権利侵害対策情報の収集と提供等

ウ 「農産物知的財産権保護ネットワーク^{※2}」の活用・連携

平成 15(2003)年 5 月に関係都道府県及び団体等で設立され本県が加入している「農産物知的財産権保護ネットワーク」を活用し、これと連携しながら、
①育成品種リスト等の作成・公開、②輸入された違法農産物に関する情報収集、
③国内外で無断栽培された農産物に関する情報収集等を行う。（県経営技術課）

エ 家畜の遺伝資源の保護

家畜の遺伝資源の知的財産としての価値の保護や流通の適正化については、令和 2(2020)年 10 月に改正された「家畜改良増殖法」及び新たに制定された「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」に基づき、家畜人工授精用精液・受精卵の流通に関する規制の強化や不正な経緯のある取得、使用、譲渡等を防止することとしており、これらについて家畜人工授精師等に対する指導を行うこととしている。

^{※1} 品種保護対策官：育成者権侵害に対する相談などに応じる窓口として、平成 17 年から（独法）種苗管理センターに設置されている。通称「品種保護Gメン」。

^{※2} 農産物知的財産権保護ネットワーク：平成 15 年に福岡県の呼びかけで設立された。海外に流出した「違法農産物」の輸入阻止や、国内における「無断栽培」の防止を図り、農産物の知的財産権を保護することを目的に、各都道府県、団体間の情報交換を行う組織。

④ 海外における知的財産の保護に関する情報提供等

(独法)日本貿易振興機構(JETRO)と連携しながら、海外の模倣品^{※1}・海賊版^{※2}や我が国で開発された農産物の海外における栽培状況等の情報提供に努める。

また、海外の模倣品対策や外国出願に要する費用の助成や、海外の模倣品・海賊版に関するセミナー・相談会の実施、海外知財訴訟保険事業^{※3}に関する情報提供などを通じて、海外展開を図る企業等の海外における知的財産の保護に関する取り組みを支援する。

- ・海外での模倣品対策に要する費用の助成((独法)日本貿易振興機構(JETRO))
- ・外国出願に要する費用の助成((公財)かごしま産業支援センター)

税関で輸入を差し止めた知的財産侵害物品の例



インクカートリッジ(特許権)



キーホルダー(商標権)



財布(意匠権)

出典：財務省ホームページ(令和3年9月10日報道発表)

表 15 外国出願に要する費用助成件数

年 度	支援件数(件)	助成総額
平成29年度	特許2件, 商標3件	2,559千円
平成30年度	特許4件, 商標4件	4,463千円
令和元年度	特許4件, 商標3件	4,135千円
令和2年度	特許4件, 商標5件	2,898千円
令和3年度	意匠1件, 商標10件	1,915千円

<活用事例>

- ・欧州, スイス, イギリスでの自社製品の商標出願(酒造会社)
- ・台湾での自社製品の商標出願(酒造会社)

⑤ 紛争対策

知的財産に係る係争や訴訟などに中小企業等が適切に対応できるよう、「日本知的財産仲裁センター(日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立した知的財産の紛争処理等を行うADR(裁判外の紛争解決手段)機関)」や「弁護士知

※1 模倣品:産業財産権(特許権, 実用新案権, 意匠権, 商標権)を侵害する物品のこと。模倣品は, 輸入できないことが法律で定められており, これに反して輸入が行われた場合には, 物品の没収などの措置が講じられる。

※2 海賊版:コンテンツを中心とした著作権などの権利を無視して製造された違法, 非合法的な製品のこと。

※3 海外知財訴訟保険事業:中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合に対応するための特許庁の事業。中小企業が海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛け金を補助する。

財ネット（全国各地で知的財産権に関連する業務に対応できる弁護士のネットワークを作り、相互に業務の支援や情報交換をする体制を構築するため設立）」の情報提供等に努める。

また、特許庁の中小企業海外侵害対策支援事業^{※1}について周知を図る。

(3) 知的財産の活用

① 中小企業等における知的財産活用の促進

ア 知的財産活用のポテンシャルの高い企業に対する、知的財産経営の実践・定着を目指したハンズオン支援の実施（特許庁）

イ 知的財産を活用した起業や新分野展開等に対する支援（融資）

特許等の知的財産や独自の技術により、起業や新分野展開を行う中小企業者等に、国の支援制度や金融機関の融資制度等に関して、県ホームページ等で情報提供を行う。

・新事業チャレンジ資金（県中小企業支援課）

（トライアル発注製品販路開拓支援制度^{※2}による販路開拓の支援）

中小企業等が開発した新規性・独創性のある優れた技術・製品特性を有する製品等を、県の機関が試験的に発注するとともに、県外での展示会等への参加を促進し、販路の開拓や受注機会の拡大を支援する。（県産業立地課）

（（公財）かごしま産業支援センターによる総合的支援）

同センターにおいて、創造性・新規性のある技術やアイデアを基に起業や新分野展開を目指す中小企業者等を技術面、資金面、経営面から総合的に支援する。

（大学発ベンチャーの創出促進）

起業可能な研究の発掘と推進，研究成果の権利化，人材育成の取組，事業化への支援等を通じ大学発ベンチャーの創出促進に努める。

（農商工等連携の推進）

中小企業者と農林漁業者が相互に連携し、本県の良質で豊富な農林水産物を活用した新たな商品やサービスの開発等に取り組む農商工等連携を促進する。

ウ 特許等の活用推進

知財総合支援窓口や産業立地課に設置している「知的財産活用推進員」等において、中小企業等の技術シーズ、ニーズの把握やマッチング等を行うことにより、

^{※1} 中小企業海外侵害対策支援事業：海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成，行政摘発，税関差止申請，模倣品が販売されているウェブページの削除を実施し，その費用の一部を助成。

^{※2} トライアル発注製品販路開拓支援制度：県内に本社・本店を有する中小企業等が開発した製品等について，県の機関が試験的に発注し，販路の開拓や受注機会の拡大を図る制度。

特許等の活用を推進する。県が保有する特許の実施許諾や開放特許※等についても、積極的に情報提供等に努め活用を促進する。休眠化している特許については実施許諾する対象企業や条件等について検討し、活用を促進する。

エ 県試験研究機関の研究成果の活用推進

(工業分野)

県工業技術センターの研究成果については、実施許諾を踏まえ積極的に特許の取得を行い、中小企業等へ技術移転するなど活用していく。

知的財産活用推進員による工業技術センターの保有特許等と企業ニーズのマッチングにより、工業技術センターの技術移転の強化を促進する。

(農業分野)

県農業開発総合センターの研究成果については、必要に応じて速やかな権利化に努め、地域振興局・支庁農政普及課等と連携して普及を図る。

県大隅加工技術研究センターの研究成果については、必要に応じて特許等の取得を行い、食品関連企業への普及を図る。

(林業分野)

県森林技術総合センターの研究成果については、知的財産化により本県の林業・木材産業の育成、振興に寄与すると考えられるものについては、権利化した上で普及を図っていく。

(水産業分野)

県水産技術開発センターの研究成果については、本県水産業の振興につながるものについては、権利化した上で普及を図る。

オ 金融機関による知的財産の普及啓発及び知的財産を切り口とした企業支援等

県内企業等に対して、知的財産の必要性について普及啓発を行うとともに、関係団体との連携による経営課題（ニーズ）等に対する支援や、知的財産を切り口とした企業支援に努める。

- ・海外知財戦略セミナーの開催（県内金融機関）
- ・認定コーディネーター制度（鹿児島大学・県内金融機関）
- ・特許庁の知財金融事業による知財ビジネス評価書を活用した企業支援（県内金融機関）

② 地域ブランド化の推進

農畜産物については、多様な消費者ニーズに対応し、安心・安全で品質のよい農畜産物を計画的・安定的に供給できる産地づくりと、県産農畜産物のイメージアップによる販路拡大を一体的に進める「かごしまブランド」確立運動を引き続き積極的に推進する。

木材については、認証かごしま材の生産工場間の連携を強化し、安定供給体制の整備や検査基準の徹底遵守により品質確保を図る。

特用林産物については、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」を積

※ 開放特許：ライセンス許諾を受けることが可能な特許、または特許権者から譲り受けることが可能な特許のこと。

極的に活用する。

水産物については、「かごしまのさかな」として認定された養殖のブリ、カンパチ等の特定魚種のブランド化を図り、販路開拓や輸出促進など生産者や業界が行う取組を積極的に支援する。

国や県の指定を受けた伝統的工芸品^{※1}については、物産展等でPRを行うほか、地域ブランドのより適切な保護等が図られる「地理的表示保護(GI)制度」(図30、表16、17)や「地域団体商標制度」(表18~20)を有効に活用しながら、ブランド化を図っていく。

焼酎については、平成17年度に地理的表示に関し産地指定を受けた「薩摩」(表17)のPRに努め、ブランド化を図っていく。

農林水産物・食品等の地域ブランド化の推進に当たっては、地域で伝統的に生産され、生産地の特性と製品の特性に結びつきのある地域産品の名称を知的財産として保護する「地理的表示保護制度」(表16)等の活用を図っていく。

また、伝統製法や県産原材料等を活用した加工食品については、「ふるさと認証食品^{※2}」(図29)としての認証促進を図っていく。

これらの推進に当たっては、地域団体商標制度等(表18~20)の活用も図っていく。



図28 「鹿児島県伝統工芸品」マーク



図29 「ふるさと認証食品」Eマーク



図30 地理的表示(GI)マーク

表16 本県の地理的表示(GI)登録産品(特定農林水産物等)

	産地名	主な産地	申請者	申請日	登録日
1	鹿児島の壺造り黒酢	霧島市	鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会	H27.6.1	H27.12.22
2	桜島小みかん	鹿児島市	鹿児島みらい農業協同組合	H28.11.24	H29.11.10
3	辺塚だいだい	肝付町, 南大隅町	鹿児島きもつき農業協同組合	H29.8.16	H29.12.15
4	鹿児島黒牛	鹿児島県内	鹿児島県肉用牛振興協議会	H29.8.21	H29.12.15
5	えらぶゆり	和泊町, 知名町	沖永良部花き専門農業協同組合 あまみ農業協同組合	R元.8.19	R2.11.18
6	種子島安納いも	西之表市, 中種子町, 南種子町	一般社団法人安納いもブランド推進本部	R元.9.13	R4.3.2

令和4年3月2日現在

※1 伝統的工芸品：昔ながらの伝統的な技術と材料で作られる、日常生活の中で使い続けられてきた工芸品のこと。鹿児島県には、経済産業大臣の指定を受けた「国指定伝統的工芸品」が3つ(本場大島紬, 川辺仏壇, 薩摩焼)あり、県が指定する伝統的工芸品が32品目(薩摩切子や竹製品, 錫製品など)ある。「鹿児島県伝統工芸品」マークは、県指定の伝統工芸品であることを表している。

※2 ふるさと認証食品：県産材料の良さを生かし、地域の文化や伝統技術にこだわって製造された食品であって、「品質」、「表示」に関する一定の基準を満たしたものを認証する制度。認証された食品は、その証として「Eマーク」を表示している

表 17 本県の地理的表示（G I）登録産品（酒類）

酒類	指定産地名	産地の地域	指定時期
単式蒸留しょうちゆう	薩摩	鹿児島県 (奄美市及び大島郡を除く。)	H17.12.22

令和4年3月2日現在

表 18 地域団体商標の状況

状況	出願件数	登録件数
全国の地域団体商標の状況	1,297件	720件
九州の地域団体商標の状況	197件	111件
本県の地域団体商標の状況	28件	18件

令和4年1月31日現在

表 19 地域団体商標 九州各県出願数

県名	九州順位	全国順位	出願	合計
沖縄	1	5	46	197
福岡	2	12	34	
鹿児島	3	17	28	
熊本	4	20	22	
長崎	5	22	20	
宮崎	6	24	19	
大分	7	33	16	
佐賀	8	41	12	

令和4年1月31日現在

表 20 本県の地域団体商標の状況

	商標	出願人	出願年月	処理状況
1	本場奄美大島紬	本場奄美大島紬協同組合	H18.4	登録
2	鹿児島黒牛	鹿児島県経済農業協同組合連合会	H18.4	登録
3	知覧紅	南さつま農業協同組合	H18.4	登録
4	かごしま知覧茶	南さつま農業協同組合	H18.4	登録
5	知覧茶	南さつま農業協同組合	H18.4	登録
6	本場大島紬	本場大島紬織物協同組合	H18.4	登録
7	薩摩焼	鹿児島県陶業協同組合	H18.4	登録
8	川辺仏壇	鹿児島県川辺仏壇協同組合	H18.8	登録
9	かけろまきび酢	あまみ農業協同組合	H18.8	登録
10	奄美黒糖焼酎	奄美大島酒造協同組合	H19.10	登録
11	桜島小みかん	鹿児島みらい農業協同組合	H20.3	登録
12	枕崎鯉節	枕崎水産加工業協同組合	H21.11	登録
13	川辺仏壇	鹿児島県川辺仏壇協同組合	H22.5	登録
14	赤鷄さつま	赤鷄農業協同組合	H22.8	登録
15	霧島茶	あいら農業協同組合	H27.12	登録
16	指宿鯉節	山川水産加工業協同組合	H30.6	登録
17	指宿温泉	指宿商工会議所	H31.3	登録
18	指宿砂むし温泉	指宿商工会議所	H31.3	登録

令和4年1月31日現在

第5章 県知的財産推進戦略の推進体制

1 「鹿児島県知財戦略推進ネットワーク会議」の設置

県知財戦略を着実に推進していくため、知的財産経営を実践している県内企業、大学、知的財産に関する支援機関等で構成する「鹿児島県知財戦略推進ネットワーク会議」を設置し、県知財戦略の運用状況や策定後の情勢変化を踏まえた見直しについて意見交換等を行い、見直し内容や新たに取り組むべき事項等について、県知財戦略に反映していく。

2 「鹿児島県知財戦略推進会議」の設置

県知財戦略を着実に推進していくため、庁内の推進組織として知的財産関係部局等で構成する、「鹿児島県知財戦略推進会議」を設置し、進捗状況の把握や進行管理を行うとともに、運用状況や策定後の情勢変化等を踏まえて適宜、県知財戦略の見直しを行っていく。

参 考 資 料

- 1 令和3年度鹿児島県知的財産アンケート結果・・・ 40
- 2 鹿児島県が保有している知的財産権一覧・・・ 46
- 3 主な知的財産権の出願・登録等の経費・・・ 50
- 4 国の主な中小企業等知的財産支援策・・・ 51
- 5 知的財産に係る支援・相談窓口一覧・・・ 59
- 6 知的財産基本法・・・ 62

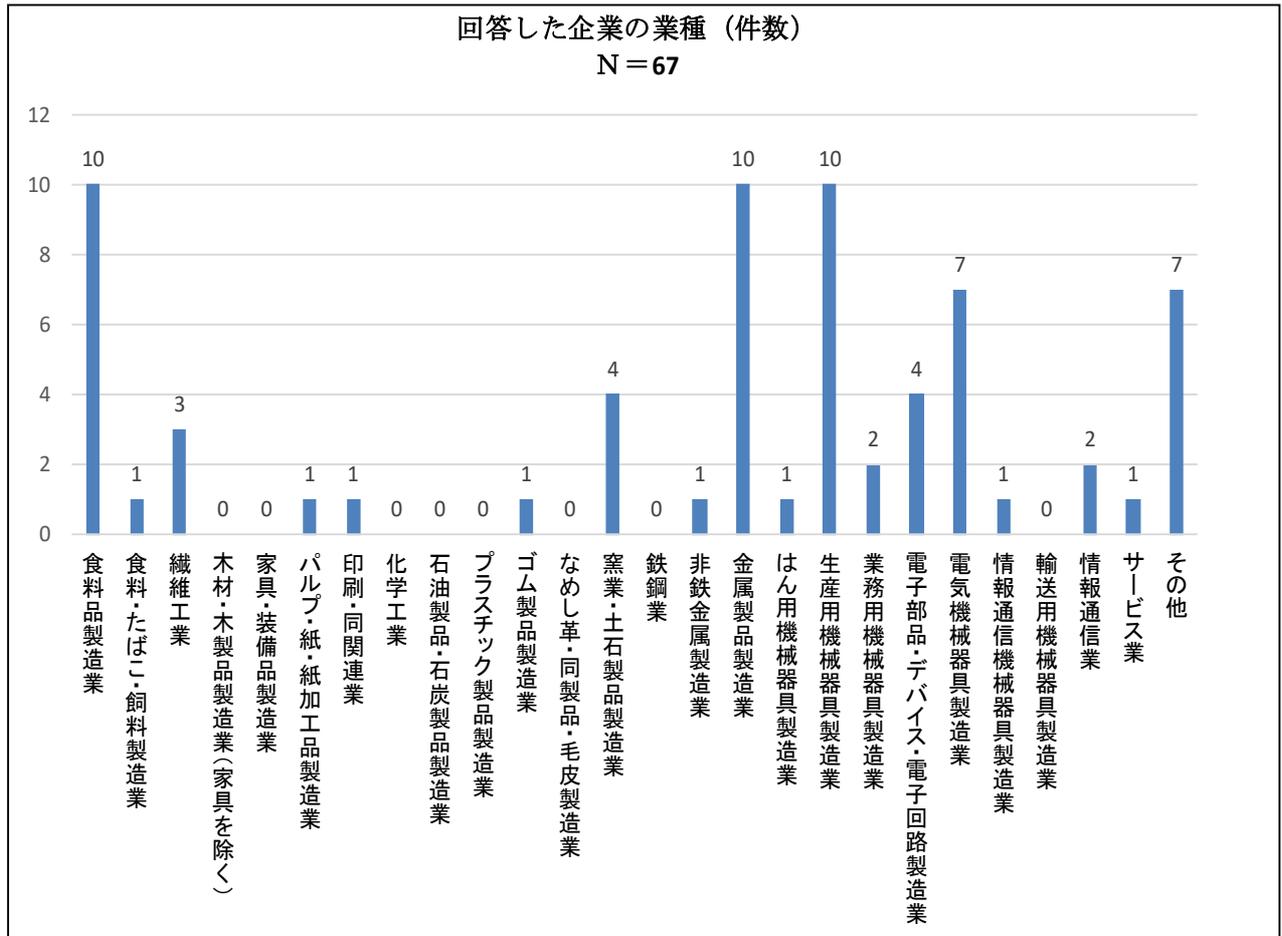
令和3年度 鹿児島県知的財産アンケート結果

■ アンケート回答企業数

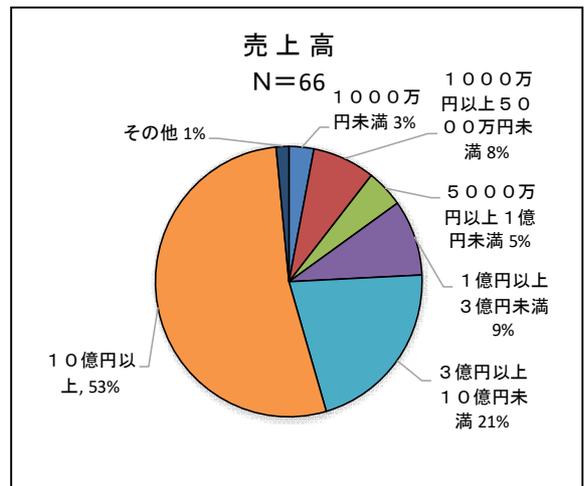
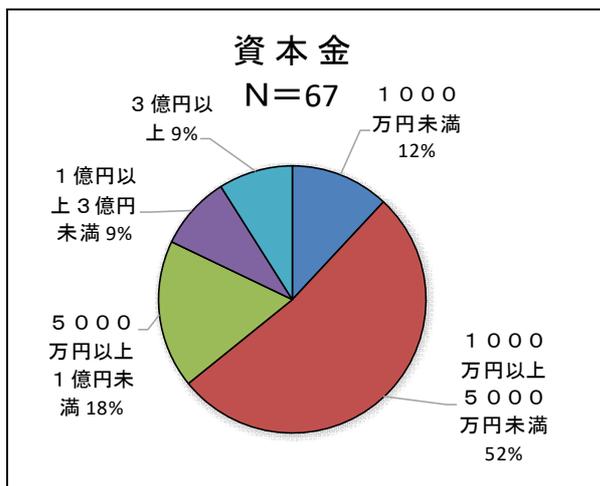
調査対象企業：113社 回答数：67社（回答率：59.3%）

※県内の企業の中で知的財産に関して関心や問題意識を有していると期待できる企業を対象とした。

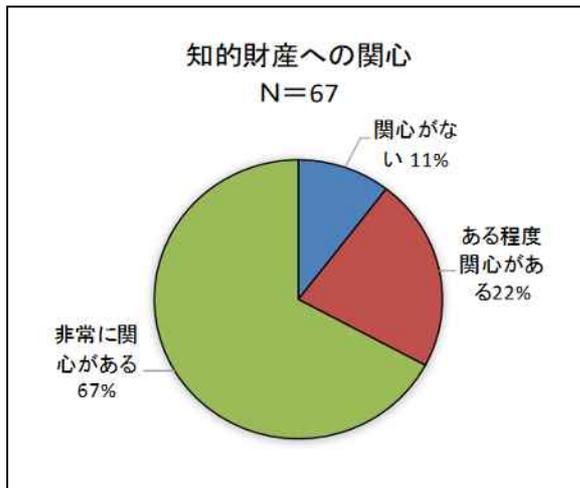
■ アンケート回収企業の業種



■ アンケート回収企業の資本金・売上高



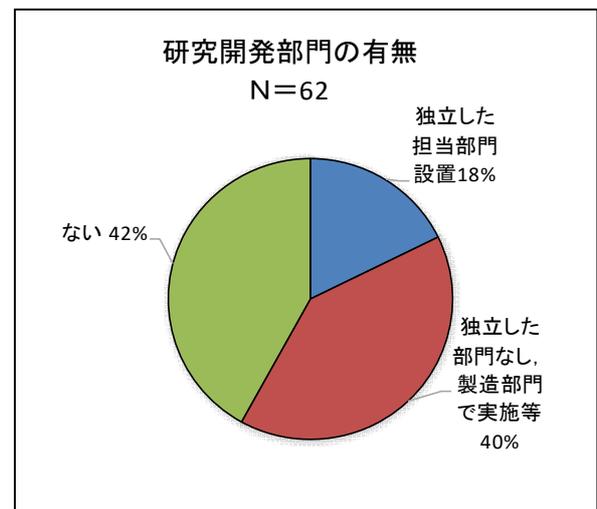
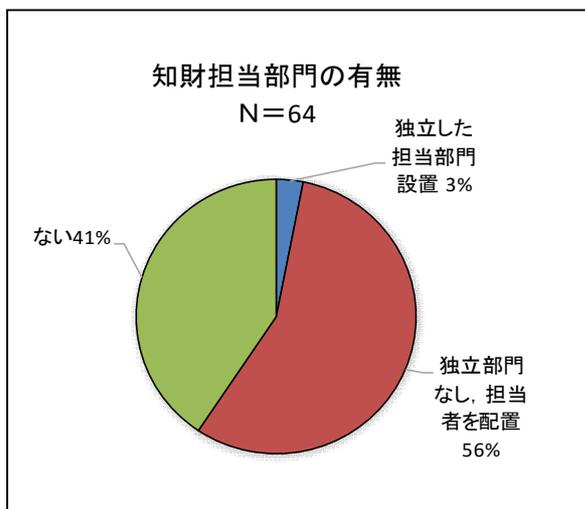
■ 知的財産に関する関心の度合い



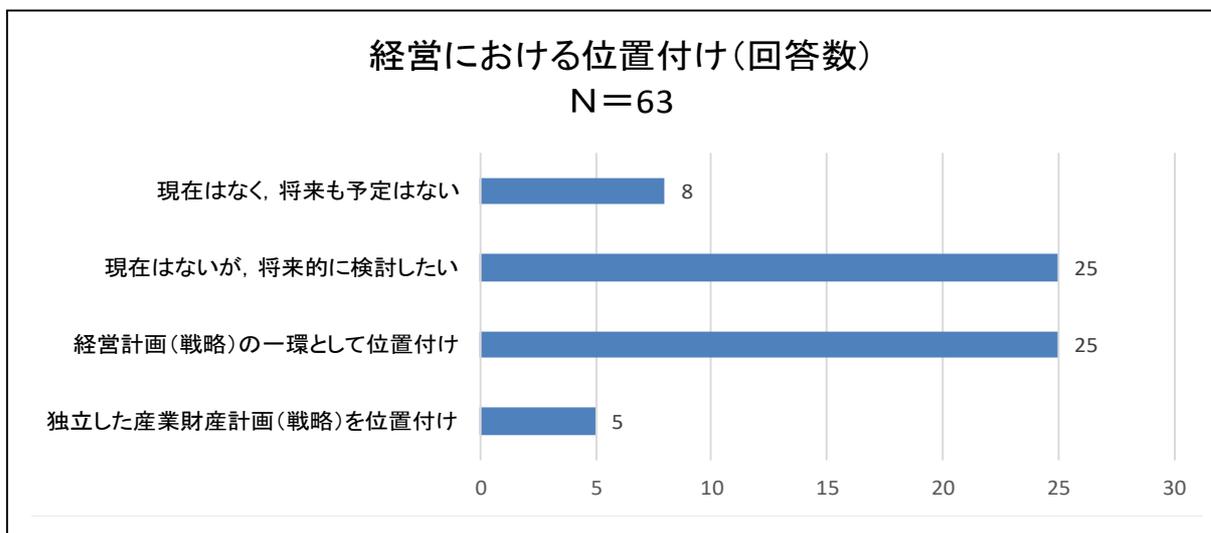
関心がないを選んだ理由

自社の業務には関係ない (保護すべき技術がない等)	4人
知的財産権制度についてよく知らない	2人
メリットがわからない	2人

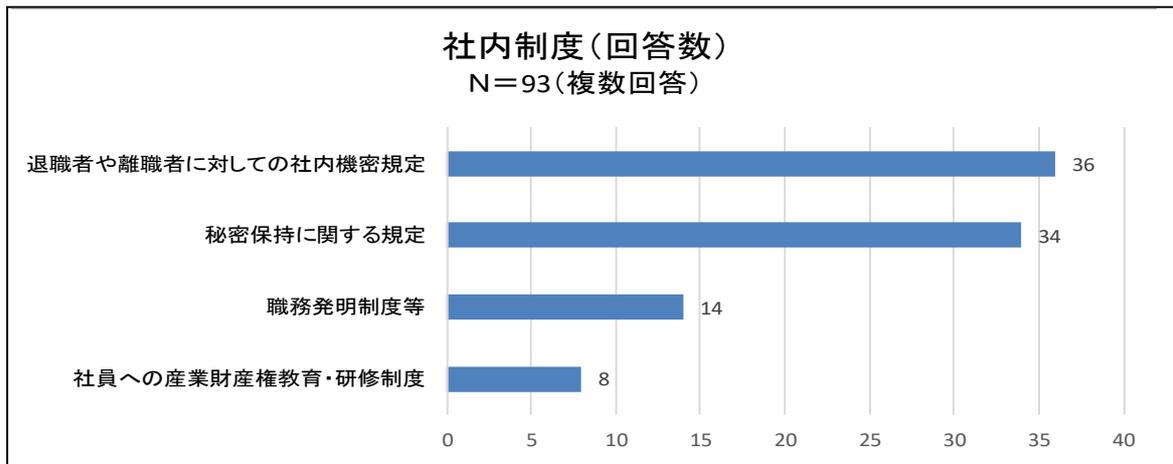
■ 知的財産を管理する担当部門，研究開発部門の有無



■ 経営における知的財産の位置付け



■ 知的財産に関する社内制度



■ 知的財産権の保有状況

<国内>

種類	企業数
特許権	41
実用新案権	13
意匠権	10
商標権	36

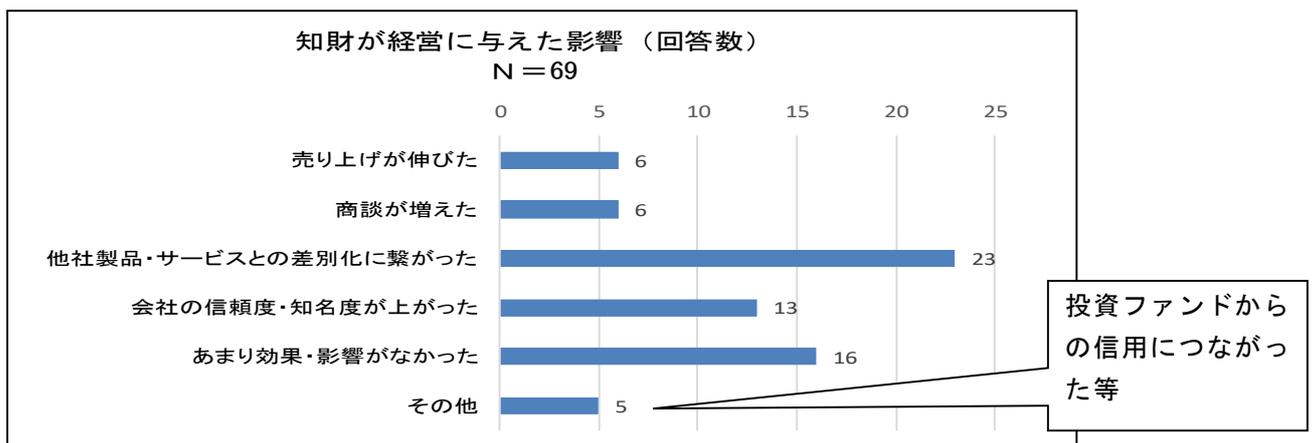
<国外>

種類	企業数
特許権	11
実用新案権	0
意匠権	1
商標権	13

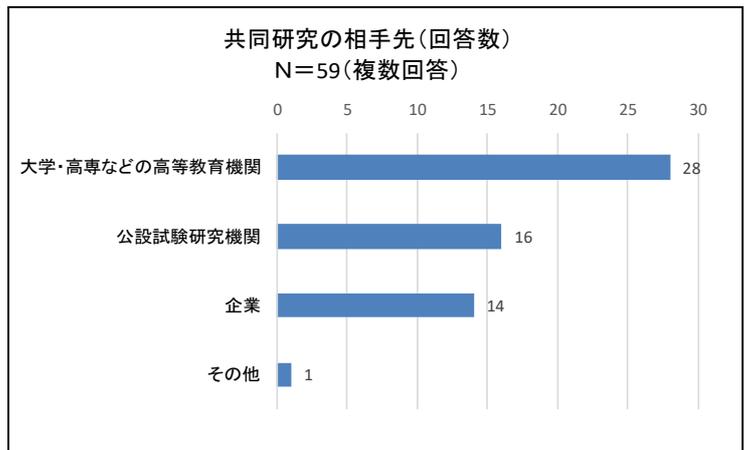
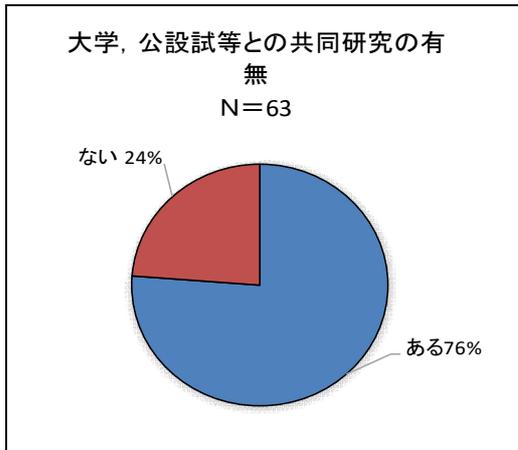
● 知的財産権を出願・取得しない理由（知的財産権の申請がない方）

理由	回答数 (複数回答)
自社の事業に馴染まない	5
内容が公開され技術等の流出につながる	3
営業秘密・ノウハウとして保護している	1
申請方法がわからない	0
権利取得・維持のためのスタッフが足りない	3
権利取得・維持のためのコスト負担が大きい	3
その他	1

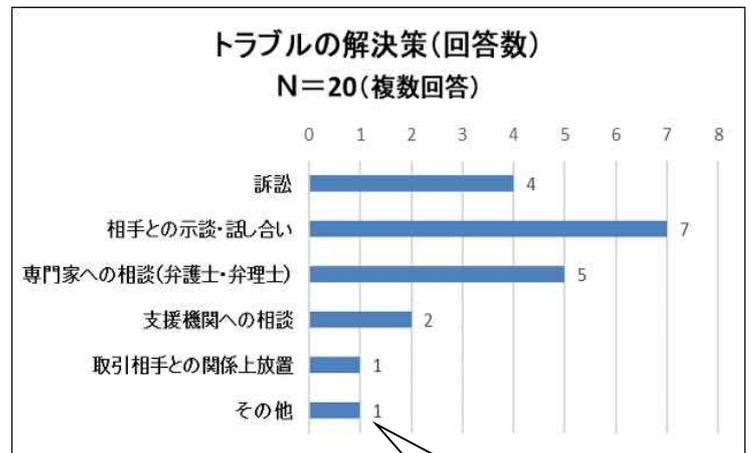
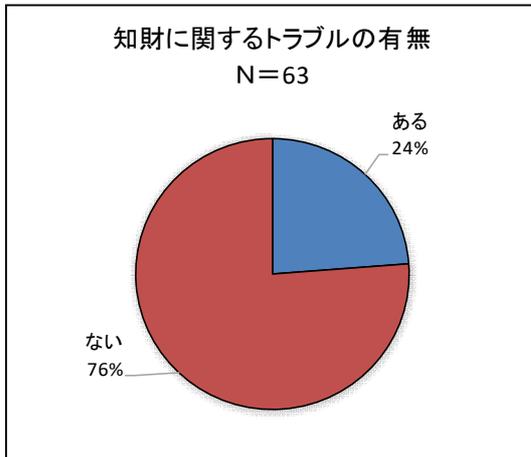
■ 出願・取得した特許が経営に与えた影響



■ 他の企業や大学または公設試験研究機関等との共同研究開発の有無

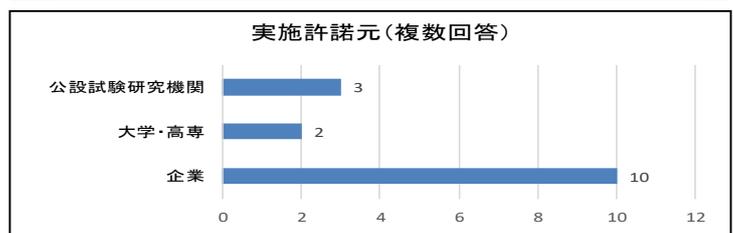
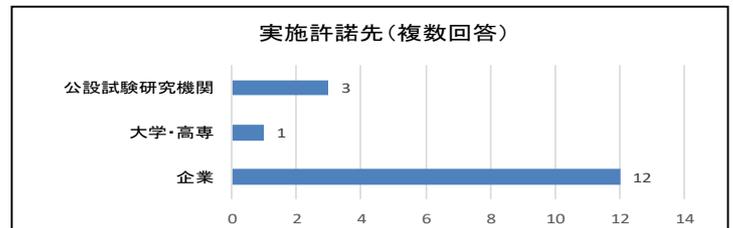
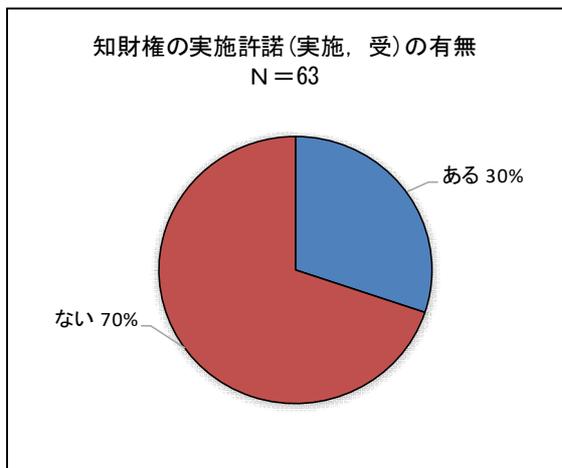


■ 知的財産に関するトラブルの経験・解決策

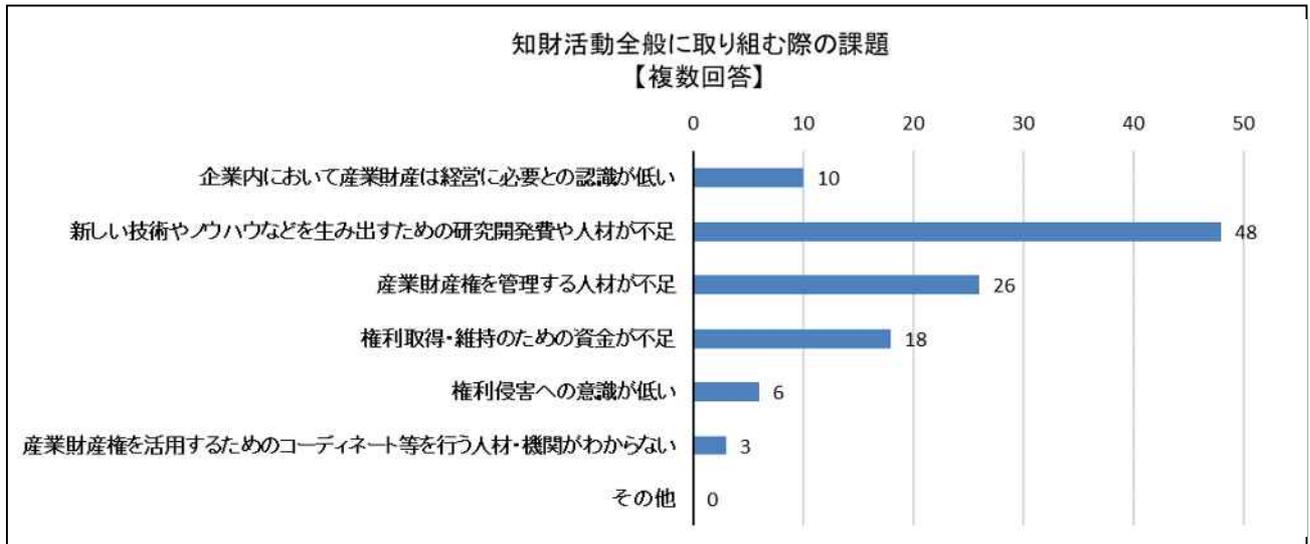


使用料を払った

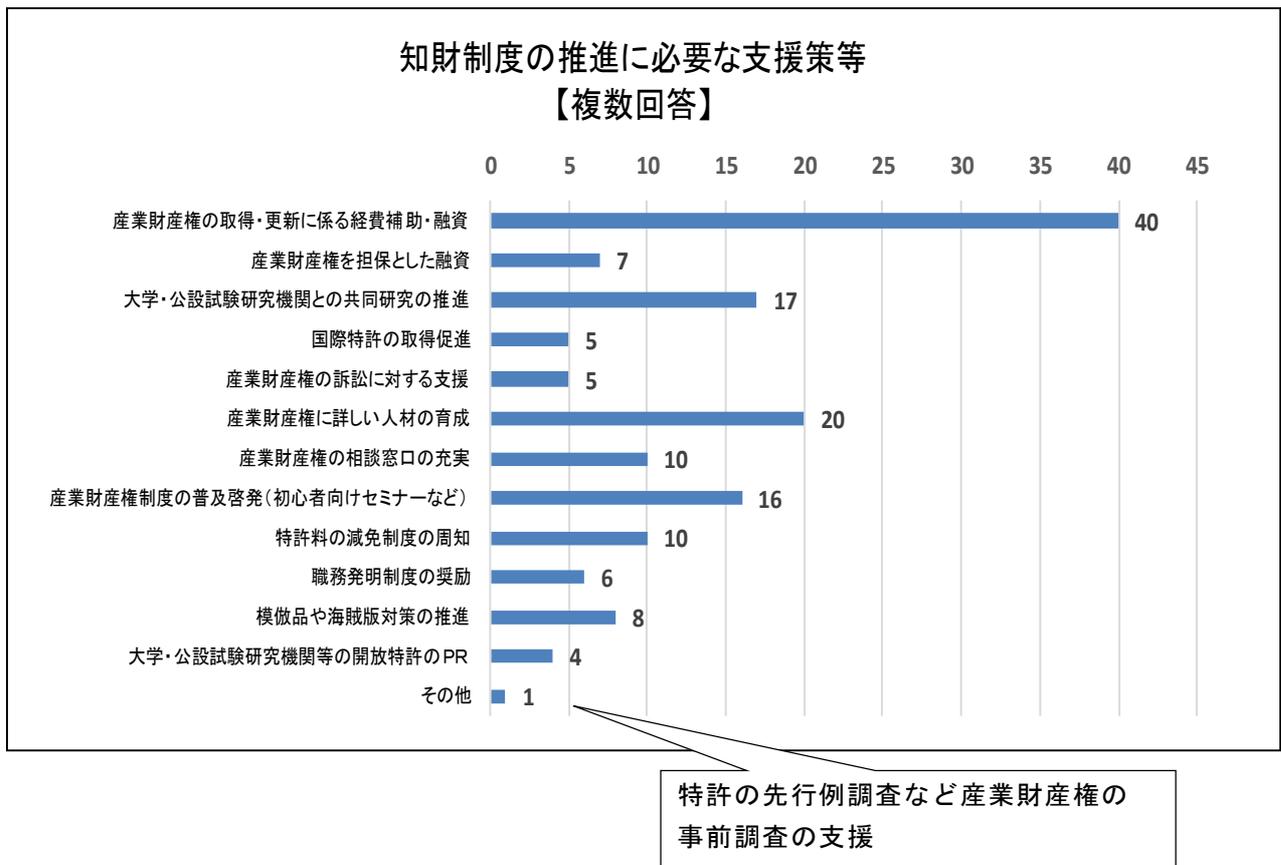
■ 知的財産権の利用に関する実施許諾(実施・受)の有無



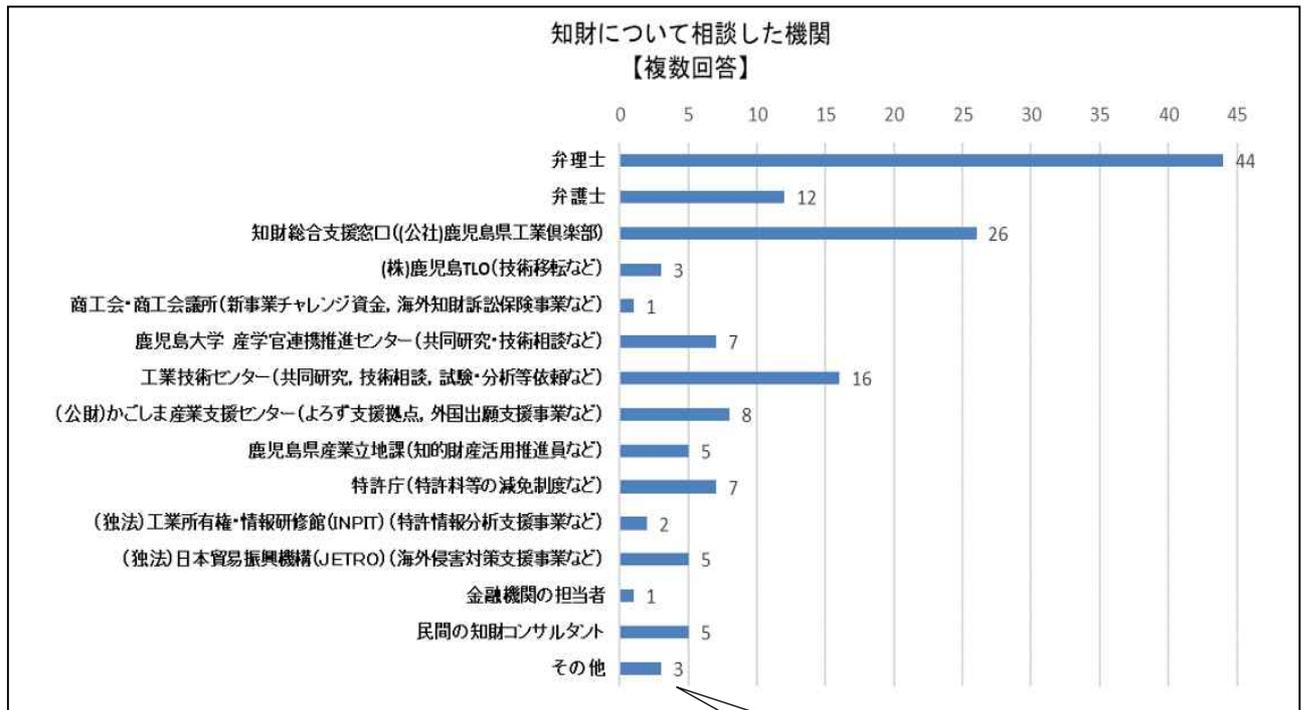
■ 知財産に関する活動全般に取り組む際の課題（複数回答）



■ 知的財産権制度の推進のために必要な支援策・対策（複数回答）



■ 知的財産について相談した機関（複数回答）



親会社の知財部門 など

鹿児島県が保有している知的財産権一覧

(令和3年3月31日現在：県財産活用対策室調べ)

kenn	所属	種類	財産名称	登録年月日
1	工業技術センター	特許権	高耐久性シラス瓦およびその製造方法	平成18年4月7日
2	工業技術センター	特許権	軽量シラス基盤及び緑化軽量シラス基盤とその製造方法	平成18年9月29日
3	工業技術センター	特許権	中空ガラス球状体を連続的に製造する方法	平成18年11月10日
4	工業技術センター	特許権	果糖資化性酵母	平成18年11月10日
5	工業技術センター	特許権	銅合金中の鉛除去方法	平成19年1月26日
6	工業技術センター	特許権	低コストのシラス加圧成形体およびその製造方法	平成20年11月21日
7	工業技術センター	特許権	シラスコンクリート装飾材及びその製造方法	平成22年6月4日
8	工業技術センター	特許権	銅合金中の鉛除去方法	平成22年10月8日
9	工業技術センター	特許権	塑性加工の3次元実験シミュレーション方法及び装置	平成23年7月1日
10	工業技術センター	特許権	静電気放電発生箇所の検出方法及び検出装置	平成24年2月24日
11	工業技術センター	特許権	低カロリーかつ低臭性のもろみ酢飲料及びその製造方法	平成24年4月27日
12	工業技術センター	特許権	高強度、高真球度ガラス質微細中空球の製造方法	平成24年7月13日
13	工業技術センター	特許権	スクリーン製版の外観検査装置	平成24年9月14日
14	工業技術センター	特許権	低温発酵性酵母	平成24年12月7日
15	工業技術センター	特許権	金属の塑性加工シミュレーション用モデル材料	平成25年1月25日
16	工業技術センター	特許権	木造建物の壁補強フレーム及び壁補強方法	平成25年3月29日
17	工業技術センター	特許権	静電気放電発生箇所可視化方法及び可視化装置	平成25年10月4日
18	工業技術センター	特許権	穿孔用鍛造金型の設計方法及び穿孔用鍛造金型	平成26年12月5日
19	工業技術センター	特許権	小径棒材の部分加熱ヘッドニング加工方法及び加工装置	平成26年12月12日
20	工業技術センター	特許権	タブレット鍛造方法	平成27年7月10日
21	工業技術センター	特許権	圧造金型	平成27年9月11日
22	工業技術センター	特許権	鍛造パンチの設計方法及びヨークの製造方法	平成27年10月30日
23	工業技術センター	特許権	ターレット鍛造装置	平成28年1月8日
24	工業技術センター	特許権	押し出し加工における3次元デッドゾーン形状の特定方法	平成28年4月8日
25	工業技術センター	特許権	火山噴出物または火山噴出物発泡体を含有する機能性材料組成物及びその製造方法	平成28年5月27日
26	工業技術センター	特許権	サツマイモ加工食品およびサツマイモ加工食品の製造方法	平成29年3月24日
27	工業技術センター	特許権	バリの発生を抑制して貫通孔を形成する方法	平成29年5月19日
28	工業技術センター	特許権	リング製品の加工方法	平成29年10月27日
29	工業技術センター	特許権	タイロッドエンドの鍛造金型及びタイロッドエンドの製造方法	平成29年12月15日
30	工業技術センター	特許権	火山ガラスマイクロボールの製造方法	平成30年6月1日
31	工業技術センター	特許権	静電気放電発生源検知方法及び静電気放電発生源可視化方法	平成30年12月14日
32	工業技術センター	特許権	火山噴出物堆積鉱物の乾式分離方法、火山噴出物堆積鉱物の乾式分	平成31年1月11日
33	工業技術センター	特許権	蜂蜜に含まれる含酸素化と塩類とを分画する方法	令和元年5月10日
34	工業技術センター	特許権	ターゲットの製造方法および薄膜の製造方法	令和2年5月25日
35	工業技術センター	特許権	人工原料の製造方法、人工原料、及び粉体組成物	令和2年6月18日
36	工業技術センター	特許権	逐次成形装置及び逐次成型方法	令和2年7月13日
37	工業技術センター	特許権	細骨材、軽石、火山ガラス材、混合セメント及びパーライト	令和2年9月1日
38	工業技術センター	特許権	火山灰焼結体及びその製造方法	令和2年11月11日

鹿児島県が保有している知的財産権一覧

(令和3年3月31日現在：県財産活用対策室調べ)

kenn	所属	種類	財産名称	登録年月日
39	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（商品区分 第29類, 30類, 31類）	平成5年11月30日
40	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（商品区分 第29類, 31類）	平成6年4月28日
41	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（商品区分 第30類）	平成6年5月31日
42	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（商品区分 第16類）	平成6年7月29日
43	農政課	商標権	かごしまの農林水産物認証制度「認証マーク」	平成17年4月15日
44	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（中国 商品区分 第29類）	平成23年5月7日
45	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（中国 商品区分 第31類）	平成23年5月7日
46	農政課	商標権	かごしまの農林水産物認証制度「認証マーク」（第31類）	平成23年5月7日
47	農政課	商標権	かごしまの農林水産物認証制度「認証マーク」（第29類）	平成23年7月7日
48	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（中国 商品区分 第30類）	平成23年9月28日
49	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（中国 商品区分 第32類）	平成23年9月28日
50	農政課	商標権	かごしまの農林水産物認証制度「認証マーク」（第30類）	平成23年10月14日
51	農政課	商標権	かごしまの農林水産物認証制度「認証マーク」（第32類）	平成23年10月14日
52	農政課	商標権	「輸出用統一ロゴマーク」商標（商標区分:第19,29,30,31,32,33類）	平成31年2月1日
53	農政課	商標権	「輸出用統一ロゴマーク」商標	平成31年4月18日
54	農政課	商標権	「輸出用統一ロゴマーク」商標	平成31年4月22日
55	農政課	商標権	「輸出用統一ロゴマーク」商標	令和元年12月16日
56	経営技術課	商標権	「IPM実践PRキャラクター」商標	平成25年1月18日
57	経営技術課	商標権	びかいちご	平成31年1月11日
58	畜産課	商標権	かごしま黒豚証明書（登録第4256267号）	平成11年4月2日
59	畜産課	商標権	かごしま黒豚証明書（登録第4256268号）	平成11年4月2日
60	畜産課	商標権	かごしま黒豚証明書（登録第4256269号）	平成11年4月2日
61	畜産課	商標権	かごしま黒豚証明書（登録第4256270号）	平成11年4月2日
62	畜産課	商標権	さつま地鶏商標登録マーク	平成15年5月16日
63	畜産課	商標権	黒さつま鶏	平成22年8月13日
64	畜産課	商標権	かごしま黒豚証明書（中国）	平成23年5月7日
65	畜産課	商標権	さつま地鶏	平成23年5月7日
66	畜産課	商標権	黒さつま鶏（香港）	平成23年12月23日
67	畜産課	商標権	黒さつま鶏（台湾）	平成24年10月1日
68	畜産課	商標権	黒さつま鶏（マカオ）	平成24年10月11日
69	畜産課	商標権	かごしま黒豚証明書（台湾）	平成25年7月14日
70	農地保全課	実用新案権	地中給水管から給水されるスプリンクラー設備	令和2年2月19日
71	農業開発総合センター	特許権	農園用不要物回収装置	平成24年6月29日
72	農業開発総合センター	特許権	被覆装置	平成28年1月8日
73	農業開発総合センター	特許権	無人自動走行作業システム	平成28年9月23日
74	農業開発総合センター	特許権	散布装置および散布方法	平成29年6月23日
75	農業開発総合センター	特許権	作業機及びその制御方法	平成30年10月19日
76	農業開発総合センター	特許権	走行位置認知システム、農作業用走行車、及び無人自動走行作業車	平成31年1月11日

鹿児島県が保有している知的財産権一覧

(令和3年3月31日現在：県財産活用対策室調べ)

kenn	所属	種類	財産名称	登録年月日
77	農業開発総合センター	特許権	走行車の自動回転システムと方法、及びそれを搭載した農作業用走	令和2年1月24日
78	農業開発総合センター	実用新案権	里いも株の子いも分離機	平成30年7月11日
79	農業開発総合センター	育成者権	かんきつ かがしま早生	平成13年7月27日
80	農業開発総合センター	育成者権	ゆり エンゼルホルン	平成14年9月4日
81	農業開発総合センター	育成者権	さく 新神	平成18年3月20日
82	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンチェルシー	平成21年3月16日
83	農業開発総合センター	育成者権	稲 さつま雪もち	平成21年3月19日
84	農業開発総合センター	育成者権	稲 夢はやと	平成21年3月19日
85	農業開発総合センター	育成者権	さく モゼティアラ	平成22年3月2日
86	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンパカサス	平成22年3月2日
87	農業開発総合センター	育成者権	さく フローラル金優香	平成22年6月28日
88	農業開発総合センター	育成者権	稲 あきほなみ	平成22年10月13日
89	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンフェスタ	平成23年3月18日
90	農業開発総合センター	育成者権	ゆり ピュアホルン	平成23年5月24日
91	農業開発総合センター	育成者権	さく モゼフラーム	平成23年12月6日
92	農業開発総合センター	育成者権	ゆり ブチホルン	平成24年2月2日
93	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンゴージャス	平成24年2月2日
94	農業開発総合センター	育成者権	さく きゅらキララ	平成24年9月25日
95	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンプラム	平成25年3月6日
96	農業開発総合センター	育成者権	稲 さつま絹もち	平成26年5月16日
97	農業開発総合センター	育成者権	さくサザンキーサ	平成28年2月24日
98	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンライク	平成28年2月24日
99	農業開発総合センター	育成者権	えんどう まめこぞう	平成28年3月1日
100	農業開発総合センター	育成者権	稲 なつほのか	平成28年8月9日
101	農業開発総合センター	育成者権	さく きゅらシューサー	平成28年10月14日
102	農業開発総合センター	育成者権	さく モゼマゼンダ	平成28年10月14日
103	農業開発総合センター	育成者権	さく モゼガガ	平成28年11月17日
104	農業開発総合センター	育成者権	さく 立神	平成29年11月16日
105	農業開発総合センター	育成者権	さく 冬馬	平成29年11月16日
106	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンチェルシーイエロー	平成30年2月8日
107	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンサマーピンク	平成30年2月8日
108	農業開発総合センター	育成者権	だいこん 桜島おごじょ	平成31年1月28日
109	農業開発総合センター	育成者権	稲 あきのそら	平成31年3月13日
110	農業開発総合センター	育成者権	さく きゅらメーレ	令和2年5月25日
111	大隅加工技術研究センター	特許権	食品製造法(さつまいも成形かりんとう製造方法)	平成31年4月12日
112	大隅加工技術研究センター	特許権	加熱処理により特性を改質した低温糊化性でん粉	令和3年3月16日
113	森林経営課	商標権	スーパーグリーンさつま	平成12年7月21日
114	水産技術開発センター	特許権	血合肉を利用したすり身製品、練り物製品及びその製造方法	平成26年9月5日

鹿児島県が保有している知的財産権一覧

(令和3年3月31日現在：県財産活用対策室調べ)

kenn	所属	種類	財産名称	登録年月日
115	水産技術開発センター	特許権	酒盗の凍結乾燥粉末の製造方法	平成31年1月18日
116	水産技術開発センター	意匠権	藻場造成ブロック 大型	平成16年11月12日
117	水産技術開発センター	意匠権	藻場造成ブロック 小型	平成17年10月21日
118	かごしまPR課	商標権	かごしま (商品区分 第43類)	平成23年3月28日
119	かごしまPR課	商標権	さつま (商品区分 第35類)	平成23年3月28日
120	かごしまPR課	商標権	さつま (商品区分 第43類)	平成23年3月28日
121	かごしまPR課	商標権	薩摩 (商品区分 第35類)	平成23年3月28日
122	かごしまPR課	商標権	薩摩 (商品区分 第43類)	平成23年3月28日
123	かごしまPR課	商標権	さつま (商品区分 第29類)	平成23年5月7日
124	かごしまPR課	商標権	かごしま (商品区分 第35類)	平成23年7月7日
125	かごしまPR課	商標権	かごしま (商品区分 第29類)	平成23年7月7日
126	かごしまPR課	商標権	(標準文字) KUPI KUPI	平成24年9月14日
127	かごしまPR課	商標権	(標準文字) MUJOCA	平成24年9月14日
128	かごしまPR課	商標権	(標準文字) Furacoco	平成24年9月14日
129	かごしまPR課	商標権	薩摩	平成26年5月7日
130	かごしまPR課	商標権	どんどん鹿児島	平成30年8月31日
131	観光課	商標権	商標 ぐりぶー	平成25年8月9日
132	観光課	著作権	ぐりぶー及びさくら中国著作権	平成29年1月9日
133	東京事務所	商標権	かごしま遊楽館商標 (登録番号第3337657号)	平成9年8月8日
134	東京事務所	商標権	かごしま遊楽館商標 (登録番号第3337658号)	平成9年8月8日
135	東京事務所	商標権	かごしま遊楽館商標 (登録番号第5205977号)	平成21年2月20日
136	広報課	商標権	県章 (商品区分 第35類)	平成23年3月28日
137	広報課	商標権	県章 (商品区分 第43類)	平成23年3月28日
138	広報課	商標権	シンボルマーク (商品区分 第35類)	平成23年3月28日
139	広報課	商標権	シンボルマーク (商品区分 第43類)	平成23年3月28日
140	広報課	商標権	シンボルマーク (商品区分 第29類)	平成23年5月7日
141	広報課	商標権	県章 (商品区分 第29類)	平成23年7月7日
142	都市計画課	商標権	篤姫 (商品区分 第31類)	平成22年10月22日
143	鶴翔高等学校	商標権	3年A組の	平成17年3月18日
144	伊佐農林高等学校	商標権	更正之素	平成24年7月6日
145	鹿屋農業高等学校	商標権	青春100%	平成24年7月20日

特許権	49
著作権	1
商標権	59
実用新案権	2
意匠権	2
育成者権	32
計	145

主な知的財産権の出願・登録等の経費（R4.4.1改正）

（単位：円）

主な手続項目	手 数 料			
	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
出願料	14,000	14,000	16,000	3,400+（区分数×8,600） 防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願 6,800+（区分数×17,200）
出願審査請求料	138,000+（請求項の数×4,000）			
特許料又は登録料	<1年～3年>毎年 4,300+（請求項の数×300）	<1年～3年>毎年 2,100+（請求項の数×100）	<1年～3年> 毎年 8,500	●登録 区分数×32,900
	<4年～6年>毎年 10,300+（請求項の数×800）	<4年～6年>毎年 6,100+（請求項の数×300）	<4年～25年> 毎年16,900	・分納額（前期・後期支払分） 区分数×17,200
	<7年～9年>毎年 24,800+（請求項の数×1,900）	<7年～10年>毎年 18,100+（請求項の数×900）		●更新登録 区分数×43,600
	<10年～25年>毎年 59,400+（請求項の数×4,600）			・分納額（前期・後期支払分） 区分数×22,800 ●防護標章登録 区分数×32,900 ●防護標章更新登録 区分数×37,500
技術評価請求書		42,000+（請求項の数×1,000）		

- ※1 上記経費は、令和4年4月1日現在の経費（弁理士等に係る経費は含まれていません）
- ※2 オンラインで可能な手続を書面で行う場合は、別途電子化手数料が必要になります。
- ※3 詳細な料金は、以下の特許庁ホームページから御確認ください
「産業財産権関係料金一覧」で検索

■ 国の主な中小企業等知的財産支援策

A アイデアなどを権利化したい方

1 経営課題の解決や自社のアイデア・技術の利益化に向けて、 経験豊富な窓口担当者によるきめ細やかなサポートが受けられます

知財総合支援窓口 

アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題等に対し、各都道府県に設置された知財総合支援窓口が、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関と連携しつつ、効率的・網羅的に御社の知財経営をサポートします。



2 中小企業は料金が減免されます

特許料減免 

要件を満たせば、簡単な申請で特許庁に納付いただく審査請求料・特許料・国際出願にかかる手数料が減額されます。

- 中小企業：1/2に減額
- 小規模企業・中小ベンチャー企業：1/3に減額
- 福島浜通り等の中小企業：1/4に減額



3 他社の知財情報を無料で調査できます

J-PlatPat 

「J-PlatPat」では、他社の出願や審査、権利取得の状況等の知財情報を無料で調べることができます。

出願前の先行技術調査だけでなく、気になる他社の技術開発動向調査や権利侵害リスク回避の権利調査等にも活用できます。

INPIT HPのマニュアル、IP ePlatの動画から操作方法を確認できます。

特許情報プラットフォーム

 J-PlatPat

「ぶらっと」寄って「ばっと」検索 



4 特許庁HPに「お助けサイト」を新設しました

お助けサイト 特許庁 

特許庁から届いた通知への対応に悩んだことはありませんか？

初めて出願手続をされた方やひとりでごんばれる知財担当者などにもわかりやすく、

「拒絶理由通知書」や「登録査定」が届いたあと、「次に何をすればよいか」をご案内します。



5 特許情報分析の支援を受けられます

特許情報分析支援 

企業の事業戦略や経営判断に生きる情報として、特許情報から得られる技術や企業情報の分析結果（特許情報分析）を提供します。

新規事業の立ち上げや権利化可能性の把握等新たな事業戦略の立案にご活用下さい。



6 特許（登録）料の支払い期限を通知します

特許（登録）料支払期限通知サービス 

特許料等の支払い期限をメールにてお知らせするサービスを実施しています。

安定的に事業を実施するために、知財権を適切に管理することは欠かせません。

ぜひ本サービスをご利用下さい。



7 本当に特許出願すべきかのアドバイスを受けられます

営業秘密・知財戦略相談窓口 

特許出願された技術は公開されます。権利化すべきか、秘匿とすべきかの知財戦略について、専門家が無料でアドバイスします。



8 初心者から実務者まで ニーズに応じた動画コンテンツを視聴できます

初心者向け説明会



実務者向け説明会



知財について勉強したい方を対象に初心者向け・実務者向けの
Eラーニング動画コンテンツを無料配信しています。



9 企業内で知財セミナーを開催できます

産業財産権専門官



特許庁の職員が全国各地の中小企業に訪問し、
無料で知財セミナーを開催します。



10 審査着手を早めることができます

早期審査



早期に特許権・意匠権・商標権を取得したい場合、
一定の要件を満たせば審査着手を早める早期審査を利用できます。



11 審査官と面接ができます

面接審査



効率的な審査を実施するために（特許は審査請求した案件について）
審査官と出願人とが直接、又は、オンラインで面会して
出願や技術内容等に係る相談を行う面接を実施しています。



B 取得した権利を活用したい方

1 専門家を活用してビジネス戦略構築のアドバイスを受けられます

知財総合支援窓口



事業化やライセンス契約をはじめとしたビジネス戦略構築について
弁理士や弁護士等の専門家が無料でアドバイスします。



2 ノウハウの管理法、取り扱いの注意点のアドバイスを受けられます

営業秘密・知財戦略相談窓口



営業秘密の管理方法や、取引先にノウハウを開示するとき等の注意点を伝授します。
あわせて、社内の情報管理ルールの設定や、権利化と秘匿化の知財戦略についても
一緒に検討します。



3 特許情報分析の支援を受けられます

特許情報分析支援



企業の事業戦略や経営判断に生きる情報として、特許情報から得られる技術や
企業情報の分析結果（特許情報分析）を提供します。
新規事業の立ち上げや権利化可能性の把握等新たな事業戦略の立案にご活用下さい。



4 知的財産を経営に生かしている中小企業の成功事例をご紹介します

特許庁知的財産活用事例集



知財を上手く経営に生かしている企業を厳選し、各社の活動内容を
自社で実践につなげていただける先進的な事例を掲載しています。



C さらに海外展開を目指す方

1 海外展開の知財面からの支援を受けられます

海外展開知財支援窓口 

海外での事業展開に応じた知的財産戦略等について、**無料**でアドバイスします。



2 海外展開の法務面からの支援を受けられます

知財総合支援窓口 

海外企業との各種契約について、**無料**で契約書作成支援を行います。



3 外国出願に要する費用の1/2が助成されます

外国出願補助金 

外国の特許・実用新案・意匠・商標の**出願費用の1/2**を補助します。



4 海外での模倣品対策のための費用が助成されます

模倣品対策支援 特許庁 

海外での模倣品でお困りの方、模倣品被害調査・行政摘発にかかる**費用の2/3**を助成します。



5 冒認商標を取り消すためにかかる費用が助成されます

冒認商標取消支援 特許庁 

海外で自社ブランドの商標等を冒認出願された中小企業に対し、その取り消しにかかる**費用の2/3**を助成します。



6 海外での係争費用が助成されます

防衛型侵害対策支援 特許庁 

海外での知財係争対応にかかる**費用の2/3**を助成します。



7 知財保険の掛金が助成されます

知財保険 

海外で知財訴訟を提起された場合の訴訟費用を補償する**保険の掛金の1/2**を助成します。



8 海外での思わぬリスクを事例を通じて学べます

グローバル知財マネジメント人材育成教材 

海外展開を進めてきた中小企業で実際に起こった事例をもとにケース教材化しており、社内でケースメソッドによるグループワーク型の学習が行えます。



9 知財を活用したビジネスの海外展開支援を受けられます

ジェトロ イノベーションプログラム



海外展開に必要なビジネスプラン支援、PR力強化支援、知財支援を行うとともに、海外での展示会や商談会への参加費用の助成や外国企業とのマッチング・ライセンス締結の支援を行います。



10 地域団体商標を活用した海外展開を支援します

地域団体商標 ジェトロ



地域団体商標を付した商品等の海外展開において、海外向けブランディング戦略の立案から、海外でのプロモーション・販路開拓活動の実施、および海外における知的財産の保護・活用までハンズオンで支援します。



出典：「知財支援策まるわかりガイド」（特許庁）

(<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/panhu12.pdf>)

特許の国際出願をお考えの方へ



中小企業や大学向けに、
料金が安くなる支援制度
があります



PCT国際出願に係る 料金支援制度のご案内

日本語でPCT国際出願する際、特許庁に支払う料金がトータルで...

中小企業
大学



小規模企業
中小ベンチャー企業



福島浜通り等の
中小企業



で済みます！ くわしくは次ページ以降をご覧ください



PCT国際出願をする時に必要な料金・試算

試算：軽減・交付金の利用がない場合（通常）

①送付手数料	17,000 円
②調査手数料	143,000 円
③国際出願手数料	159,500 円
合計	319,500 円

試算条件

- ✓オンライン出願（出願書類50枚）
- ✓日本語出願
- ✓日本国特許庁が国際調査を行う
- ✓料金は2022年4月現在

※料金の最新情報は特許庁ウェブサイトをご覧ください。
また、ご自身の出願の具体的な料金は、特許庁ウェブサイトの「[手続料金計算システム](#)」で算出することができます。ぜひご利用ください。

[国際出願関係手数料表](#)

検索



軽減・交付金制度を活用すると、
実質負担額が以下の額で済みます！



試算：軽減・交付金を利用した場合

中小企業
大学

159,750 円



☑ 中小企業（会社・個人事業主）

☑ 組合・NPO法人

企業組合、協業組合、事業協同組合等、農業協同組合等、漁業協同組合等、森林組合等、
商工組合等、商店街振興組合等、消費生活協同組合等、酒造組合等、NPO法人

☑ 研究開発に力を入れている中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）
試験研究開発費等比率が収入金額の3%超である中小企業等

☑ 試験研究機関等

大学、大学等研究者、承認TLO等

中小ベンチャー企業・
小規模企業

106,490 円



☑ 小規模企業

従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の法人・個人事業主

☑ 中小ベンチャー企業

事業開始後10年未満の個人事業主、
設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人

福島浜通り等の
中小企業

79,880 円



☑ 福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）

該当する要件は、特許庁ウェブサイトでご確認ください！

軽減・交付金制度の活用で安くなる仕組み

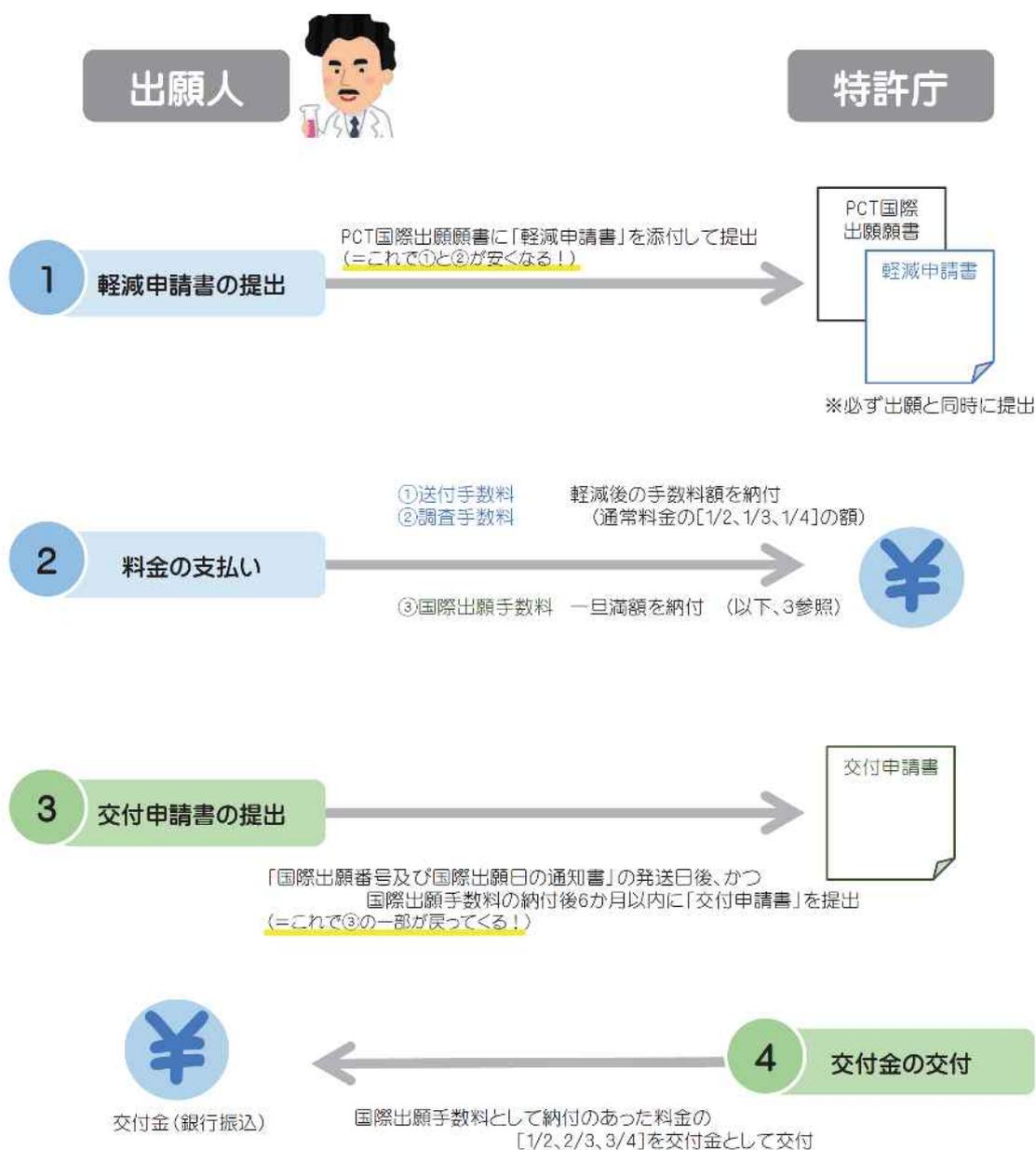
PCT国際出願時の手続

- ①送付手数料
- ②調査手数料

軽減制度対象(納付する段階で、安くなります)

- ③国際出願手数料

交付金制度対象(一旦満額納付します。その後の申請で所定の割合が交付金として交付されます)



PCT国際出願の軽減・交付金制度のウェブサイト情報

軽減・交付金制度の詳細は、特許庁ウェブサイトでご確認ください。



国際出願 軽減措置

検索



国際出願促進交付金

検索



PCT国際出願制度の概要を知りたい方はこちら



PCT国際出願制度の概要

検索



特許庁ウェブサイトからは、

- ★申請書の入手
 - ★料金の最新情報の確認
 - ★手続料金計算システムの利用
- などができます。



★対象要件の確認も忘れずに！！

対象要件として、

- ・従業員数要件
 - ・資本金額要件
 - ・研究開発要件
 - ・設立後10年未満であること
 - ・大企業に支配されていないこと
- などがあります。

PCT国際出願の軽減・交付金制度についてのお問い合わせ先

【申請手続について】

特許庁国際出願室 受理官庁

☎ 03-3581-1101 内線2643

✉ PA1A31@jpo.go.jp

【制度について】

特許庁国際出願室 企画調査班

☎ 03-3581-1101 内線2642

✉ PA1A00@jpo.go.jp

出典：「PCT 国際出願に係る料金支援制度のご案内」（特許庁）を加工して作成

(https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/document/pct_keigen_shinsei/pct-ryokin-shien.pdf)

知的財産に係る支援・相談窓口一覧

1 県内の支援・相談窓口

支援機関等名	主な業務	連絡先等
鹿児島県知財総合支援窓口	発明の奨励と振興, 知的財産制度の普及と活用・相談	〒892-0821 鹿児島市名山町 9-1 (鹿児島県産業会館内 中2F) TEL 099-295-0270 https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/kagoshima/
鹿児島県工業技術センター	工業技術に関する試験研究, 調査, 指導及び研修	〒899-5105 霧島市隼人町小田 1445-1 TEL 0995-43-5111 http://www.kagoshima-it.go.jp/
株式会社鹿児島TLO	大学等の研究開発にかかわる情報提供, 各種技術調査やマーケット調査等	〒890-0065 鹿児島市郡元 1-21-40 鹿児島大学内 TEL 099-284-1631 http://www.ktlo.co.jp/
公益財団法人かごしま産業支援センター	新事業の創出支援, 経営支援, 技術・研究開発支援, 資金等支援, 人材育成等	〒892-0821 鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館 2F TEL 099-219-1270 http://www.kric.or.jp/
独立行政法人日本貿易振興機構鹿児島貿易情報センター (JETRO)	海外ビジネス展開支援, 海外での知的財産保護のための調査・情報提供	〒892-0821 鹿児島市名山町 9-1-6F TEL 099-226-9156 https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/kagoshima/
鹿児島大学産学・地域共創センター	鹿児島大学の研究シーズと地域や企業ニーズのマッチングや共同研究の推進等	〒890-0065 鹿児島市郡元 1-21-40 鹿児島大学郡元キャンパス TEL 099-285-8491 http://www.krcc.kagoshima-u.ac.jp/
県内の各商工会議所・各商工会	知財に係る各支援機関への取り次ぎ等	

2 全国の支援・相談窓口

支援機関等名	主な業務	連絡先等
内閣府 知的財産戦略 推進事務局	知的財産に 係る各中央 省庁間の調 整	〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣府本府庁舎 3 階 TEL 03-3581-0324 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/
特許庁	産業財産権 情報の提供、 制度の企画 立案・審査・ 審判等	〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3 TEL 03-3581-1101 https://www.jpo.go.jp/index.j.html
経済産業省 九州経済産業 局 知的財産室	産業財産権 情報の提供、 知的財産権 制度の説明 会等の開催	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 TEL 092-482-5463 http://www.kyushu.meti.go.jp/
九州知的財産 戦略センター	知的財産に 係る啓発・相 談・人材育成	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 6 階 TEL 092-482-5463 https://www.kyushu.meti.go.jp/aboutmeti/mis/tokkyo/default.html
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構九州 本部	専門家によ る経営アド バイス、知的 財産に關す る相談	〒812-0038 福岡県福岡市博多区祇園町 4-2 サムティ博多祇園 BLDG. TEL 092-260-0300 https://www.smrj.go.jp/regional_hq/kyushu/index/html
日本弁理士会	知的財産権 制度の研究、 啓発等	<東京倶楽部ビル> 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-6 TEL 03-3581-1211 <弁理士会館> 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 TEL 03-3519-2707 http://www.jpaa.or.jp/ 【弁理士検索サイト「弁理士ナビ」】 県内をはじめ、全国の特許事務所や弁理士を、相談内容、 専門分野、地域別に検索できる。 https://www.benrishi-navi.com/

支援機関等名	主な業務	連絡先等
日本弁理士会 九州会	知的財産に係る情報提供や、セミナー講師の派遣等	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 6階 TEL 099-415-1139 http://www.jpaa-kyusyu.jp/
一般社団法人 発明推進協会	産業財産権制度の普及・調査研究	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-1-1 虎ノ門三丁目ビルディング TEL 03-3503-3025 http://www.jiii.or.jp/
独立行政法人 工業所有権情報・研修館	特許情報の提供と知財窓口の設置・運用等	〒105-6008 東京都港区虎ノ門 4-3-1 (城山トラストタワー8階) TEL 03-3581-1101 内線 3804 http://www.inpit.go.jp/
一般財団法人 日本特許情報機構	特許情報の収集・加工・提供及び普及啓発等	〒135-0016 東京都江東区東陽 4-1-7 佐藤ダイヤビルディング 6F TEL 03-3615-5510 http://www.japio.or.jp/
一般財団法人 ソフトウェア情報センター	プログラムの著作物に関する登録, 半導体集積回路配置に関する設定登録	〒105-0003 東京都港区西新橋 3-16-11 愛宕イーストビル 14F TEL 03-3437-3071 http://www.softic.or.jp/
農林水産省輸出・国際局 知的財産課	知的財産の活用に関する総合的な政策の企画・立案等	〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL 03-6738-6169 http://www.maff.go.jp/
独立行政法人 日本貿易振興機構 イノベーション・知的財産部	海外ビジネス展開支援, 知的財産保護のための調査・情報提供	〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル (総合案内 6階) TEL 03-3582-5511 https://www.jetro.go.jp/
日本知的財産仲裁センター	知的財産に関する紛争の解決・予防のための相談等	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 弁理士会館内 TEL 03-3500-3793 http://www.ip-adr.gr.jp/

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

目次

- 第一章 総則（第一条―第十一条）
- 第二章 基本的施策（第十二条―第二十二条）
- 第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（第二十三条）
- 第四章 知的財産戦略本部（第二十四条―第三十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。）、大学共同利用機関（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）であつて試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。）であつて研究開発を目的とするもの並びに国及び

地方公共団体の試験研究機関をいう。

(国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造)

第三条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造力の豊かな人材が育成され、その創造力が十分に発揮され、技術革新の進展にも対応した知的財産の国内及び国外における迅速かつ適正な保護が図られ、並びに経済社会において知的財産が積極的に活用されつつ、その価値が最大限に発揮されるために必要な環境の整備を行うことにより、広く国民が知的財産の恵沢を享受できる社会を実現するとともに、将来にわたり新たな知的財産の創造がなされる基盤を確立し、もって国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

(我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展)

第四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらし、もって我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、前二条に規定する知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(大学等の責務等)

第七条 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 大学等は、研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であって、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係るものを策定し、並びにこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、我が国産業の発展において知的財産が果たす役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、活力ある事業活動を通じた生産性の向上、事業基盤の強化等を図ることができるよう、当該事業者若しくは他の事業者が創造した知的財産又は大学等で創造された知的財産の積極的な活用を図るとともに、当該事業者が有する知的財産の適切な管

理に努めるものとする。

- 2 事業者は、発明者その他の創造的活動を行う者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、発明者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

(連携の強化)

第九条 国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、知的財産の創造、保護及び活用の効果的な実施が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(競争促進への配慮)

第十条 知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進)

第十二条 国は、大学等における付加価値の高い知的財産の創造が我が国の経済社会の持続的な発展の源泉であることにかんがみ、科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第二条に規定する科学技術の振興に関する方針に配慮しつつ、創造力の豊かな研究者の確保及び養成、研究施設等の整備並びに研究開発に係る資金の効果的な使用その他研究開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究成果の移転の促進等)

第十三条 国は、大学等における研究成果が新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上等に有用であることにかんがみ、大学等において当該研究成果の適切な管理及び事業者への円滑な移転が行われるよう、大学等における知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用した体制の整備、知的財産権に係る設定の登録その他の手続の改善、市場等に関する調査研究及び情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(権利の付与の迅速化等)

第十四条 国は、発明、植物の新品種、意匠、商標その他の国の登録により権利が発生する知的財産について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項の施策を講ずるに当たり、その実効的な遂行を確保する観点から、事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(訴訟手続の充実及び迅速化等)

第十五条 国は、経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産権の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産権に関する事件について、訴訟手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備並びに裁判外に

おける紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(権利侵害への措置等)

第十六条 国は、国内市場における知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入について、事業者又は事業者団体その他関係団体との緊密な連携協力体制の下、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品の没収その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者(「本邦法人等」という。次条において同じ。)の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産に関する条約に定める権利の的確な行使その他必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な制度の構築等)

第十七条 国は、知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国又は地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(新分野における知的財産の保護等)

第十八条 国は、生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産権として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備)

第十九条 国は、事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立、事業者に参考となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。

(情報の提供)

第二十条 国は、知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他の関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずるものとする。

(教育の振興等)

第二十一条 国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産

権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十二條 国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画

第二十三條 知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を作成しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二 知的財産の創造、保護及び活用に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

三 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に定めるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 知的財産戦略本部は、第一項の規定により推進計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 知的財産戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 知的財産戦略本部は、知的財産を取り巻く状況の変化を勘案し、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも毎年度一回、推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第四項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第四章 知的財産戦略本部

(設置)

第二十四條 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十六條 本部は、知的財産戦略本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員

をもって組織する。

(知的財産戦略本部長)

第二十七条 本部長は、知的財産戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(知的財産戦略副本部長)

第二十八条 本部に、知的財産戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(知的財産戦略本部員)

第二十九条 本部に、知的財産戦略本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

二 知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十一条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。

(主任の大臣)

第三十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和二年六月二四日法律第六三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

鹿児島県知的財産推進戦略【2022年改訂版】

令和4年3月発行

鹿児島県 商工労働水産部 産業立地課

所 在 〒 890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL 099-286-2965

FAX 099-286-5578